

第4章

分野別施策

- I 地域生活支援
- II 保健・医療
- III 教育、文化芸術活動・スポーツ
- IV 雇用・就業、経済的自立の支援
- V 情報アクセシビリティ
- VI 安心・安全
- VII 生活環境
- VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

施策分野 I

地域生活支援



施策の方向性

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、地域移行の受け皿となる居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図ります。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実を図ります。
- 障がいごとにニーズが多様化していることから、障がいの特性に配慮した地域生活支援の充実を図ります。

(1) 地域移行・地域定着

① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援

障がい者が入所施設等から地域生活へ円滑に移行し、安心した地域生活を継続して送ることができるよう、障害福祉サービスの提供体制の整備を図ります。

また、障害福祉サービスについては、市町村と連携し、障がい福祉計画に沿った計画的な整備を図ります。

② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援

精神科病院に入院している精神障がい者について、以下のような取組みを通して、地域生活への移行を推進するとともに、精神障がい者が地域で安心して生活できる体制の整備を図ります。

- 訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の提供体制の整備
- 精神科医、看護職員、精神保健福祉士、心理職等の人材育成や連携体制の構築
- 地域生活への移行のための受け皿（グループホーム等）の整備や高齢者向け住まい等の活用
- 福祉、保健、医療の関係機関の連携による相談支援体制の強化や就業の機会の確保
- 精神障がいの理解促進を図るための家族向け講習会や家族会による相談会の開催、家族会活動のリーダー育成

③ 地域生活支援拠点の整備等

障がいの重度化や障がい者の高齢化、更には親亡き後も見据え、障がい者の地域生活の拠点として、障害者支援施設やグループホーム等における居住支援のための機能（緊急時の受け入れ・対応、コーディネーターの配置など地域の体制づくり等）の整備を図ります。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障害者支援施設等が持つノウハウや、人材、施設・設備等の資源を活用し、地域における様々なニーズに対応する取組みを推進します。

④ グループホームの整備

障がい者が地域で安心して生活できるよう、新設や改修に係る経費の補助等を通して、グループホーム（共同生活援助）の整備を図ります。

(2) 日常生活

① 訪問系サービスの充実

障がい者の家庭での生活を支援するため、居宅介護等のホームヘルプサービスの量的充実を図るとともに、従事者に対して、障がいの特性に応じた、より専門性の高い研修を行うなど、質的充実を図ります。

② 日中活動系サービスの充実

在宅の障がい者が地域で安心して生活し、社会参加ができるよう、短期入所（ショートステイ）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）等の日中活動系サービスの充実を図ります。

③ 日中一時支援事業の充実

障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息が図られるよう、「日中一時支援事業」を実施する市町村を支援します。

④ 日常生活用具の給付

重度障がい者等の日常生活上の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的として日常生活用具の給付又は貸与を行う「日常生活用具給付等事業」が円滑に行われるよう、市町村を支援します。

(3) 相談支援

① 相談支援体制の充実

地域の特性に応じて多様な相談支援が行えるよう、以下の取組みを通して、相談支援体制の充実を図ります。

○県自立支援協議会と地域自立支援協議会との連携のもと、障がい保健福祉圏域
(※) 単位での相談支援事業者間の情報交換

○地域自立支援協議会と地域の相談機関との連携・情報共有

また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置が進むよう、市町村の取組みを支援します。

(※) 障がい保健福祉圏域

単独の市町村域では対応困難な各種サービスを市町村域を越えて計画的・広域的に提供することを目的に設定。保健、医療等との連携を図る観点から、第6次熊本県保健医療計画に定める二次保健医療圏と同一の県内11の圏域（熊本市の区域及び広域本部・地域振興局の所管区域）。

② 相談支援専門員の養成

指定相談支援事業所における相談支援専門員を計画的に養成します。

また、相談支援専門員がサービス等利用計画・障害児支援利用計画を円滑に作成し、障がい児・者の多様なニーズへの対応や、障がい児・者の家族への適切な相談支援ができるよう、各種研修を通して専門性の向上を図ります。

③ 身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員の養成

身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員が、地域で障がい者の身近な相談相手としての役割を担えるよう、研修等を通して人材の育成及び資質向上を図ります。

④ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

同じような悩みや経験を持つ当事者や家族による相談活動や、当事者や家族同士が互いに支えあう交流活動を推進します。

障害福祉サービス等の体系

サービス名		対象	内 容
居住系	共同生活援助（グループホーム）	者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、日常生活上の援助や入浴、排せつ、食事の介護及び相談等を行う
	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う
	同行援護	者 児	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある人が外出するときに、必要な情報提供や移動の援護等の外出支援を行う
	行動援護	者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行う
	重度障害者等包括支援	者 児	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	短期入所（ショートステイ）	者 児	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間（夜間も含めて）、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
	療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
	生活介護	者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
	自立訓練（機能訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う
	自立訓練（生活訓練）	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援や訓練を行う
	就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（A型）	者	一般企業等での就労が困難な人を雇用して、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
	就労継続支援（B型）	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
相談支援	計画相談支援	者 児	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成 【継続サービス利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
	障害児相談支援	児	【障害児支援利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定前に、利用計画案を作成 【継続障害児支援利用援助】 ・サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
	地域相談支援（地域移行支援）	者	住居の確保など地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う
	地域相談支援（地域定着支援）	者	常時、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など緊急時の各種支援を行う
障害児通所支援	児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う
	医療型児童発達支援	児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行う
	放課後等デイサービス	児	授業の終了後又は休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行う
	保育所等訪問支援	児	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	児	施設に入所している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う
	医療型障害児入所施設	児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う

※表中の「者」は「障がい者」、「児」は「障がい児」

(4) サービス提供体制

① サービスを提供する人材の確保

関係機関との連携のもと、以下のような取組みを通して、介護職員をはじめ、看護職員、保育士の安定的な確保及び定着を図ります。

○多様な人材の参入促進

学生に対する修学資金の貸付や、学生や離職者に対する職場体験の実施、介護職等の魅力を伝える広報によるイメージアップ など

○マッチング機能の強化

ハローワーク等の関係機関との連携強化による求人求職情報の発信や、就労へのマッチング など

○定着支援

研修等の実施によるキャリアアップの支援 など

② サービス管理責任者等の養成及び資質向上

障害福祉サービス事業所等に配置が義務づけられているサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成を行うとともに、資質向上を図ります。

③ 障害支援区分認定調査員等の資質向上

障害支援区分認定が適正に行われるよう、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、医師意見書を記載する主治医等に対して研修を行い、資質向上を図ります。

④ サービスの質を高める取組みの促進

サービスの質の確保及び質の向上を図るため、障害福祉サービス事業所等に対する指導を適切に実施します。

また、福祉サービスの質の向上や利用者の適切なサービス選択につながる「福祉サービス第三者評価制度」(※)の普及啓発を図ります。

併せて、県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会等の苦情解決制度の周知を図るとともに、サービス提供事業所内での苦情処理体制の整備促進を図り、利用者からの苦情が迅速・的確に解決できる体制の充実に取り組みます。

(※) 福祉サービス第三者評価制度

社会福祉事業者が提供する福祉サービスの質を、当事者(事業者及び利用者)以外の公正・中立な第三者機関(評価機関)が専門的かつ客観的な立場から評価する制度。

(5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

【発達障がい】

① 発達障がい者支援センター等による総合的な支援

県全域において身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、県内3つの発達障がい者支援センターやこども総合療育センター、児童発達支援センター等の関係機関が連携し、発達障がい児（者）のライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援の充実を図ります。

発達障がい者支援センターにおいては、広く県民を対象とした講演会の開催等を通して発達障がいの理解を促進するとともに、発達障がい児（者）やその家族を支援している保育士、教員、施設職員等を対象に専門的なプログラムによる講座を実施し、関係機関におけるリーダーとなる支援者を養成します。

発達障がい児（者）がライフステージを移行する際には、発達障がいの特性やこれまでの支援方法等に関する情報が学校の教員等の支援者に適切に伝達されるよう、また、同じライフステージ内でも福祉、保健、医療、教育、労働等の各関係機関の間で情報を共有するために、成長の過程等を記録したサポートファイル等の活用を図ります。

② 発達障がいについての医療体制の整備

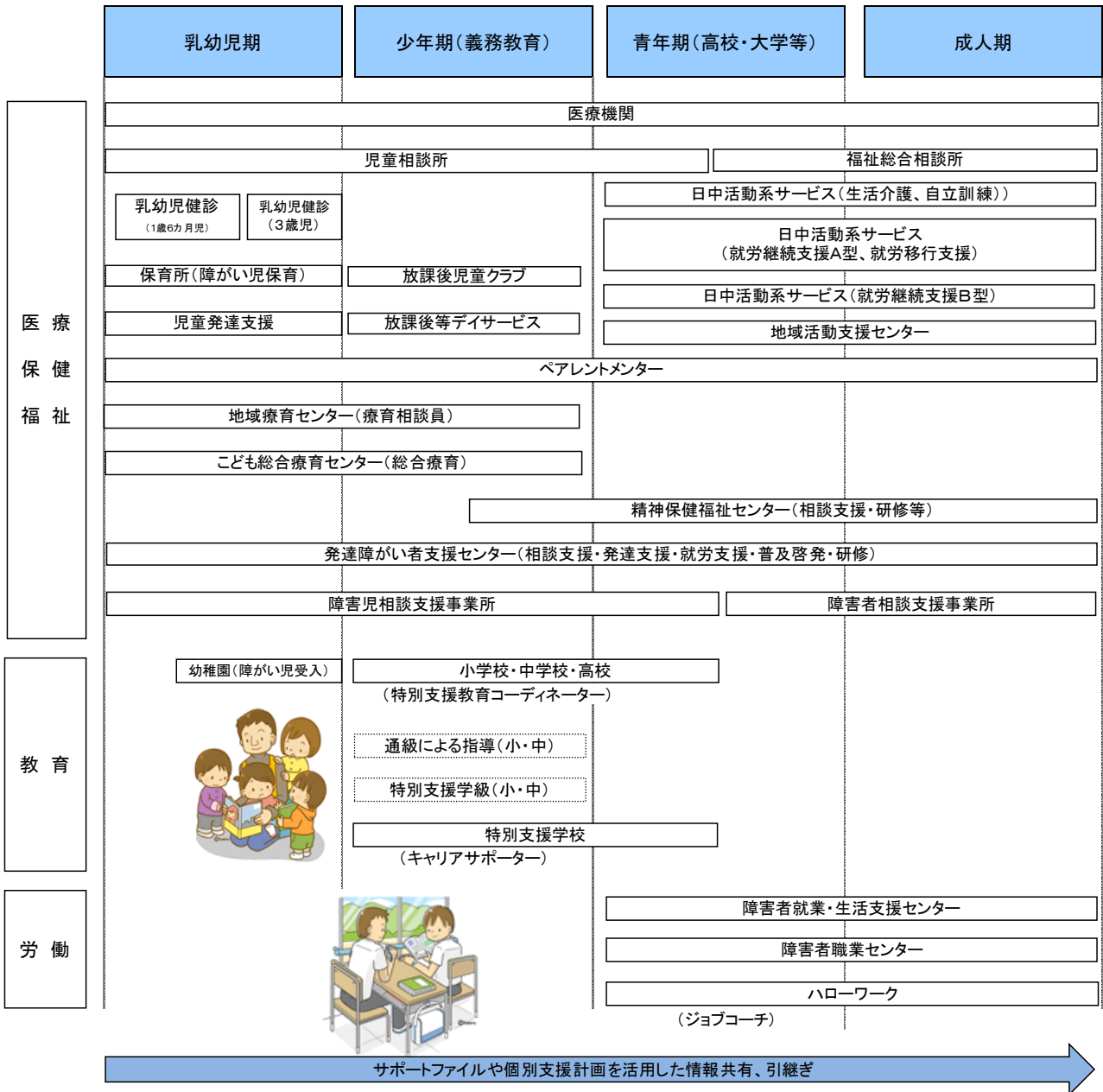
発達障がい医療センター（熊本大学医学部附属病院に委託）において、地域における診療の実践・研究や症例検討会等を実施することで、地域において発達障がいを診療する医師を確保する取組みを進めます。

併せて、発達障がいを診療できる医師を養成するための研修システムを整備します。

③ 発達障がい児（者）の家族への支援の充実

発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者を研修等により「ペアレントメンター」として養成し、発達障がいの診断を受けて間もない子どもの保護者に寄り添った支援をすることで、保護者の不安感を軽減する取組みを進めます。

ライフステージに応じた発達障がい児(者)への支援 体系図



【重症心身障がい】

④ 重症心身障がい児（者）への支援

医療依存度の高いNICUからの退院児が在宅等で生活できるように、NICU医療機関の支援コーディネーターと保健師等の地域支援者が連携を図りながら、円滑な在宅移行・在宅療養支援の取組みを進めます。

また、小児等の在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション等の関係機関の医療的ケアの質の向上や関係機関の連携強化により、心身に重度、重複の障がいがある重症心身障がい児（者）に対する在宅療養支援体制の充実を図ります。

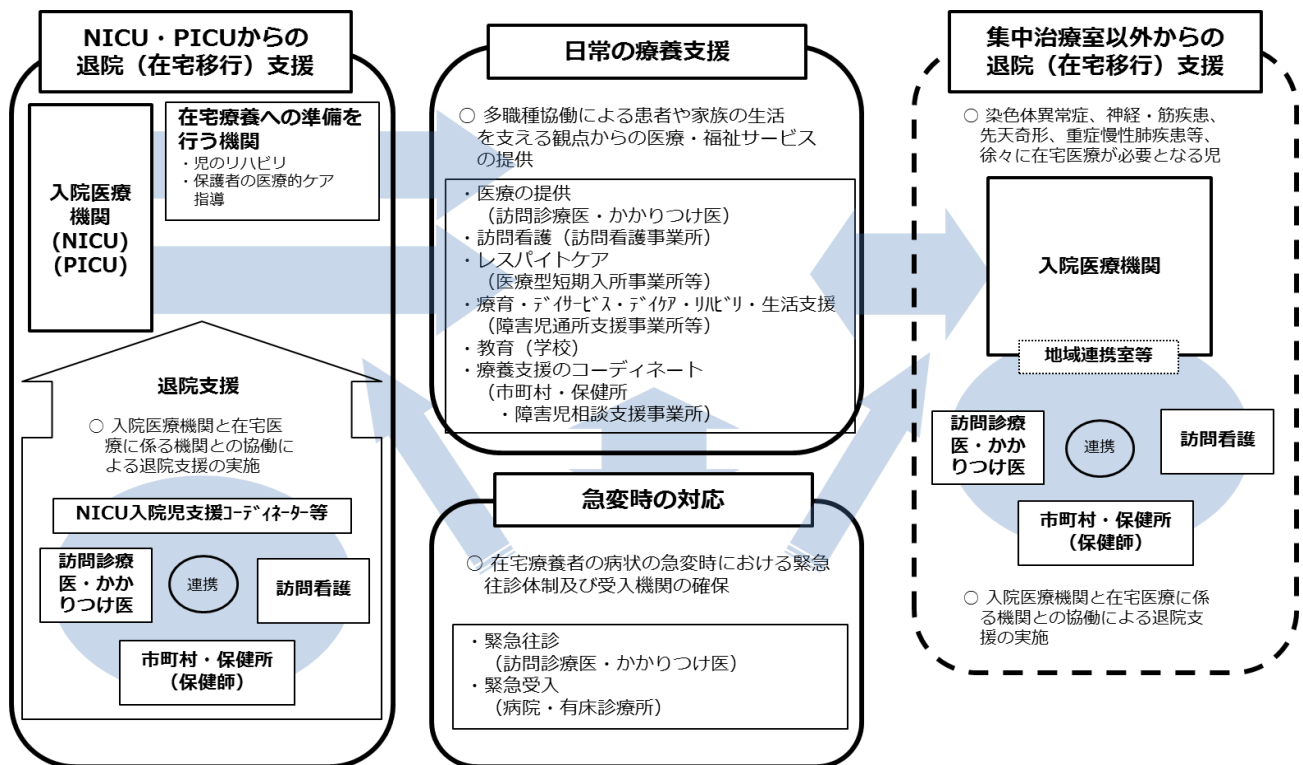
⑤ 重症心身障がい児（者）の家族への支援の充実

在宅の重症心身障がい児（者）に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児（者）が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。

併せて、日中一時支援事業所において、医療的ケアが必要な重度の障がい児（者）の預かりが促進されるよう、市町村を支援します。

また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児（者）を受け入れることができる医療型の短期入所事業所の設置促進のための支援を行います。

重症心身障がい児（者）への支援 体系図



【強度行動障がい】

⑥ 強度行動障がいのある人への対応

強度行動障がいのある人の特性や、発現に至る背景等を理解し、適切な支援を行うことができるよう、障害福祉サービス事業所等の職員に対して支援方法等の研修を行います。研修では、実践的な事例の検討を行いながら、職員の支援技術の向上を図ることにより、強度行動障がいのある人の生活の質の向上に取り組みます。

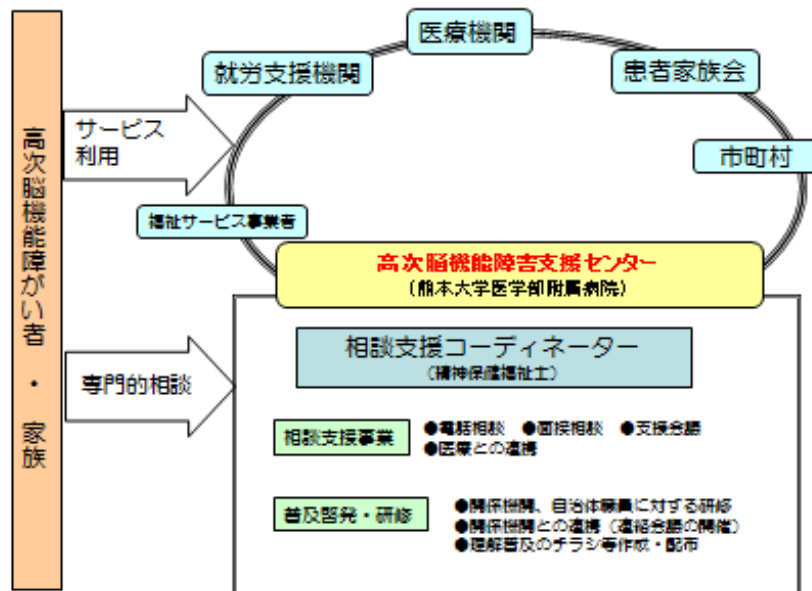
【高次脳機能障がい】

⑦ 高次脳機能障害支援センターによる支援

高次脳機能障害支援センター（熊本大学医学部附属病院に委託）において、電話や面接により障がい者本人や家族、医療機関等からの相談を受け、支援を行うとともに、市町村職員等に対する研修等を行います。

併せて、地域の福祉・保健・医療関係者の高次脳機能障がいの一層の理解促進と、地域のネットワークの強化に取り組みます。

高次脳機能障がい者への支援 体系図



【難病】

⑧ 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供

新たに障害福祉サービス等の支給対象となった難病患者に対し、障害福祉サービス等を適切に提供するため、市町村等を通して障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行います。

また、病状の変化や進行等の難病の特性に配慮しながら適正な認定業務が行われるよう、障害支援区分認定調査員研修会や市町村審査会委員研修会、主治医研修会において、難病患者に対する調査方法等について理解促進を図ります。

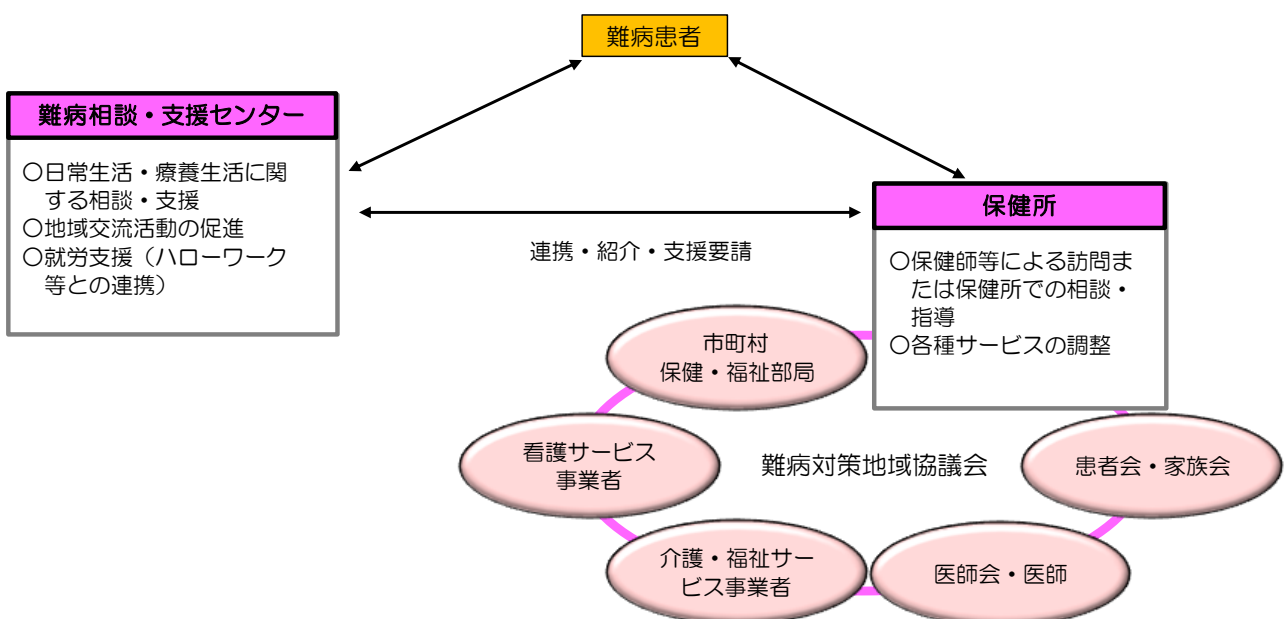
⑨ 保健所及び難病相談・支援センター等による支援

各保健所において、難病患者やその家族の療養上の不安を解消するとともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援の実施や、当事者や家族同士が互いに支え合う体制づくりを進めていきます。

併せて、「難病対策地域協議会」により、関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。

また、難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動、就労支援、講演会や研修会等を実施します。

保健所と難病相談・支援センターによる難病患者への支援体制 イメージ図



【累犯障がい者】

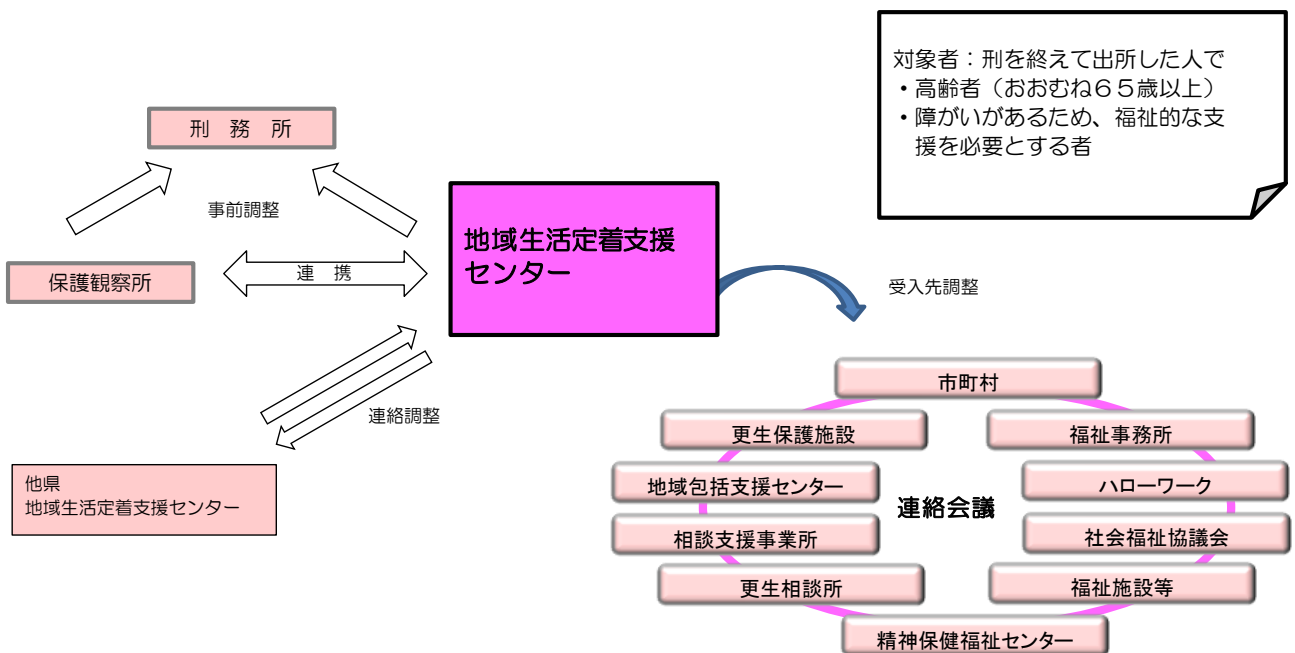
⑩ 地域生活定着支援センターによる支援

地域生活定着支援センターにおいて、障がいのある矯正施設退所予定者が退所後直ちに福祉サービスを利用できるよう、保護観察所、市町村、福祉事業所等と連携して社会復帰を支援します。

本人の退所後も、地域生活定着支援センターが矯正施設退所者を受け入れた施設と連携し、本人の処遇、福祉サービス利用等に関する必要な支援を行います。

また、地域で支えるネットワークの構築に向けて、累犯障がい者への支援について検討等を行う連絡会議を設置し、司法機関、行政機関、労働局、福祉事務所等の関係機関の連携を強化します。

地域生活定着支援センターによる累犯障がい者への支援体制 イメージ図



② 早期発見・早期支援の推進（1次圏域）

市町村の保健師に対する研修等を通して乳幼児健診の精度の向上や保護者への支援技術の向上を図るとともに、発達が気になる子どもへの支援を行う保育士等に対する研修等を通して対応技術の向上を図り、乳幼児期における障がいの早期発見・早期支援を推進します。

また、対応が困難なケースについては、発達障がい者支援センターやこども総合療育センターの専門的な支援のもと、2次圏域（障がい保健福祉圏域）の児童発達支援センター等が1次圏域の支援を行い、身近な地域で適切な療育が受けられる体制を整備します。

③ 児童発達支援センター等による支援（2次圏域）

2次圏域において療育の中核機関となる児童発達支援センター等が実施する療育事業の充実に向けた支援を行います。

また、圏域内の療育関係機関を構成メンバーとする「地域療育ネットワーク会議」において、地域療育の課題について情報を共有し、課題解決に向けた対応策の検討を行うとともに、圏域内の療育関係者の連携強化を図ります。

④ こども総合療育センターにおける療育支援（3次圏域）

専門的な療育機能を有するこども総合療育センターにおいて、児童発達支援センター等からの要請に応じて専門スタッフを派遣するとともに、療育に関する情報提供や研修等を行うことにより、地域における療育活動を総合的に支援します。



熊本県こども総合療育センター（宇城市）

(2) 精神保健医療

① 精神科救急医療体制の充実

休日・夜間において、精神疾患の急変等により緊急に精神科治療を必要とする患者に対し迅速かつ適切な医療を提供するため、病院群輪番制による精神科救急医療システムを運営します。

併せて、精神科救急情報センターにおいて、休日・夜間に本人やその家族等からの電話相談を受け、病状に応じた受診先の紹介等を行います。

また、高齢化の進展等により増加傾向にある身体・精神合併症の患者の受入体制の確保を図ります。

② 精神保健福祉センターの機能充実

近年の複雑多様化する精神保健福祉の課題に対応するため、精神保健福祉に関する技術的中核機関である精神保健福祉センターにおいて、保健所や市町村等の関係機関に対し技術指導・技術援助を積極的に行います。

また、自殺対策に関する情報発信、相談支援、人材育成、自死遺族支援等を強化します。

さらに、精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもり本人やその家族への支援の充実を図ります。



熊本県精神保健福祉センター（熊本市東区）

(3) 保健・医療

① 自立支援医療費の給付

身体障がい者に対する更生医療費、精神障がい者に対する通院医療費、身体障がい児等に対する育成医療費の給付を通して、障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

② 重度心身障がい児（者）医療費の助成

重度の心身障がい児（者）の医療費の自己負担分の一部について助成を行っている市町村を支援します。

③ 障がい児（者）の歯科保健医療提供体制の整備

歯科医師や歯科衛生士を対象に障がいの特性に応じた歯科治療についての研修を行うなどにより、障がい児（者）が受診可能な歯科医療機関の増加を図るとともに、障がいの状況に応じた知識や技術を有する歯科専門職の育成を促進します。

施策分野Ⅲ

教育、文化芸術活動・スポーツ



施策の方向性

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図ります。
- 障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組みを推進します。
- 文化芸術活動・スポーツへの参加者の裾野を広げるとともに、障がいのある人の個性を伸ばし可能性を追求するため、スペシャリストの発掘や育成に向けた取組みを推進します。

(1) 教育における支援体制

① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握したうえで個別の教育支援計画を作成し、これをもとに学校と保護者、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が支援内容等について情報を共有し、支援の成果について適切に評価・見直しを行うなど、活用を進めます。

また、保育所や幼稚園、小学校、中学校及び高等学校それぞれにおいて支援体制の充実を図るとともに、各学校間の連携を強化します。

② キャリア教育の充実

キャリア教育（※）を推進するとともに、キャリア教育の視点を踏まえ、進学や就労にあたっての支援を充実させます。

また、特別支援学校にキャリアサポーターを配置し、就労機関と連携した就労支援を進めるとともに、障がいのある生徒の就労先の開拓や就労後の定着に向け、障害者就業・生活支援センターなど関係機関との連携を強化します。

（※）キャリア教育

学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向け、自らの力で生き方を選択できるよう、必要な知識や能力を育てる教育的働きかけをいう。

③ 特別支援学校のセンター的機能の充実

特別支援教育のセンター的な役割を担う特別支援学校の機能充実を図り、地域の学校への支援体制を充実させます。

④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援

日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に、県教育委員会が委託契約を結んだ医療機関の看護師を配置します。

また、人工呼吸器を装着している児童生徒に対して、「人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業」を実施し、安全で安心な学習環境を整備するとともに、保護者の介護負担の軽減を図ります。

⑤ 段階的支援体制の充実

児童生徒に対する教育支援の第1段階である学校における支援を充実させるため、特別支援教育に係る校内委員会で、教員間の支援内容等についての情報共有を一層密にするなどして、組織的な支援体制の充実を図ります。

また、支援が困難な事例の場合、より専門性の高い支援者から支援を受けることができる県独自の段階的な支援体制により、支援の充実を図ります。支援にあたっては、教育分野と福祉、保健、医療、労働等の各分野との連携を図ります。

(2) 教員等の専門性向上

① 教員の専門性向上

障がいのある児童生徒が通常の学級や特別支援学級、高等学校等の多様な学びの場で学んでいる現状を踏まえ、それぞれ担当する教員のニーズに応じた研修を充実させ、すべての教員の専門性の向上を図ります。特に、児童生徒が急増している特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の指導力の強化を図ります。

また、特別支援教育の専門教員の充実や免許状の取得の促進など、特別支援教育に関する高い専門性を持つ人材の確保を図ります。

② 放課後児童支援員の配置の支援

放課後児童クラブへの専門的知識等を有する放課後児童支援員の配置を支援します。

また、平成27年度から放課後児童支援員を対象に認定資格研修が開始されることから、今後更に研修を充実させ、支援員の資質向上を図ります。

(3) インクルーシブ教育システム

① インクルーシブ教育システムの構築

障がいのある子どももない子どもも同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、幼児児童生徒の教育的ニーズに応えることができる多様な学びの場における支援の充実を図ります。

また、早期からの教育相談など保護者への教育に関する情報提供の充実を図り、就学先の決定にあたっては、本人や保護者の意見を尊重しつつ、障がいの状態や教育的ニーズなど本人の将来や可能性を総合的に考え決定されるよう市町村教育委員会に働きかけます。

さらに、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解を深め、社会性や豊かな人間性及び多様性を尊重する心を育むことができるよう、交流及び共同学習を推進します。



インクルーシブ教育システム

障害者権利条約では、「障害者を包容する教育制度（インクルーシブ教育システム）」とは、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとあり、現在、熊本県においても国のモデル事業を活用して、共生社会を目指す教育活動を推進しています。

インクルーシブ教育を進めていくうえでは、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、市町村教育委員会や学校等と本人・保護者が必要な支援について合意形成を図っていくことが重要です。

熊本県では、多様な学びの場として、小・中・高等学校、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導それぞれの環境整備を図るとともに、学校間の交流及び共同学習の推進や特別支援学校の持つセンター的機能の活用を推進するなどして、インクルーシブ教育の充実を図っていきます。

(4) 教育環境整備

① 県立特別支援学校の教育環境整備

知的障がいのある生徒の受入対策として、新たな特別支援学校等の整備に向け、有識者による検討会の意見を踏まえた対応を進めます。

(5) 文化芸術・スポーツ

① 文化芸術・スポーツを通じた社会参加促進

以下の文化芸術活動を通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

○「くまもとハートウィーク」の開催

(「くまもと障がい者芸術展」やフォーラム等の啓発イベント等を実施)

○「精神障がい者作品展」の開催

(精神障がい者が社会復帰に向けた訓練の中で制作した作品を展示)

また、以下のスポーツイベントを通して、障がい者の社会参加や県民との交流を促進します。

○「くまもと障がい者スポーツ大会（県大会）」の開催

(県大会の成績優秀者を全国障害者スポーツ大会に県選手団として派遣)

○「地域精神障がい者スポレク大会」の開催



平成26年度くまもと障がい者芸術展
(平成26年11月18日～24日)



平成26年度くまもと障がい者スポーツ大会
陸上競技(平成26年5月19日)

② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

民間団体や特別支援学校と協力・連携し、絵画等の芸術の才能が著しく秀でた障がい児（者）の発掘を行い、高い付加価値に基づく販売、商品開発、著作権の確立など新たな展開を目指します。

また、「2020年東京パラリンピック」に向け、各スポーツ関係団体や各障がい者スポーツ団体、特別支援学校等と協力・連携して有力選手の発掘や育成・強化を図ります。



文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

これまで、障がいのある人の文化芸術活動やスポーツは、参加することに重きを置かれてきましたが、近年は、全国障害者スポーツ大会やパラリンピックなど障がい者スポーツにおける競技性の向上が目覚ましく、また、県内でも「アール・ブリュット（生の芸術）」に代表される障がいのある人たちによる個性的で質の高い芸術活動が注目されるようになりました。

このことから、熊本県では、障がいのある人の自立や自己実現を図るうえで、文化芸術・スポーツの分野で個性や才能を開花させ、それを伸ばす取組みが重要であると考え、文化芸術・スポーツのスペシャリストの発掘や育成・強化を図るとともに、障がいのある人の才能が評価されるよう、関係団体とともに取り組むこととしています。

施策分野Ⅳ

雇用・就業、経済的自立の支援



施策の方向性

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組みを強化します。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進めます。
- 多様な就労支援の一つとして、福祉と農業の連携による就労支援に取り組みます。
- 工賃水準の向上のための取組みとして、国の機関や市町村との連携のもと、全体的に障害者就労施設等からの優先調達を推進します。

(1) 雇用促進

① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化

国と連携し、障がい者を雇用しようとする事業所等が、障がい者雇用実績があり様々な経験を持っている事業所から、相談・助言を受けられるよう支援します。

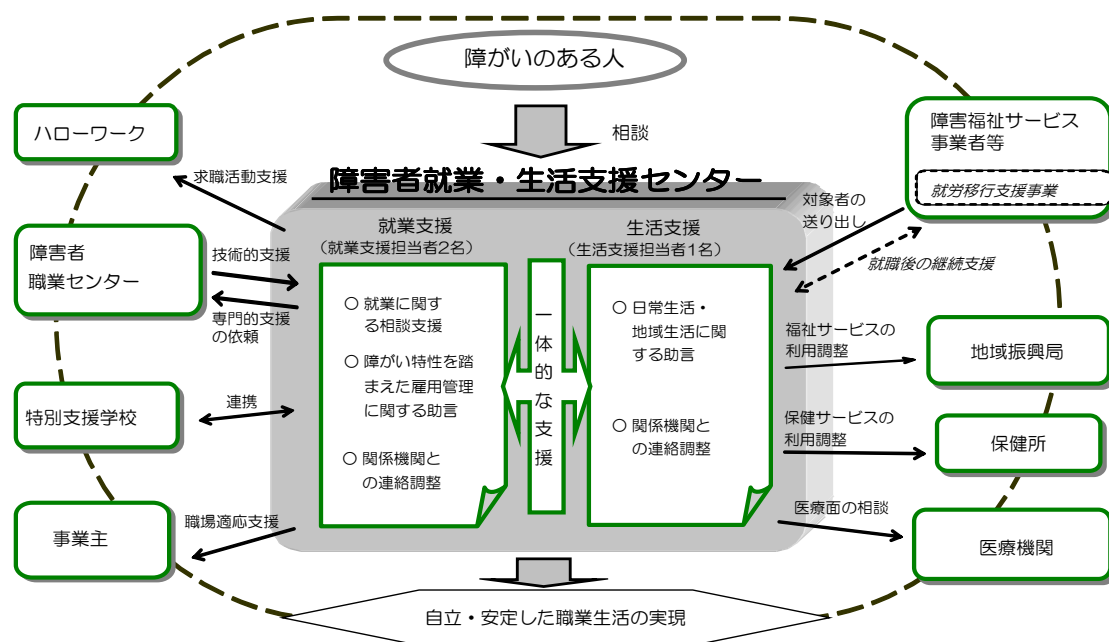
また、国の制度や県の制度など雇用と生活支援に関する事業主に役立つ情報を整理し提供します。

② 総合的な就労支援体制の構築

障がい者の職業生活における自立を図るため、県内6か所に設置している障害者就業・生活支援センターにおいて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関と連携し、就業に関する相談や日常生活への助言など就業面と生活面の一体的な支援を行うとともに、コーディネート機能の強化を図ります。

また、相談支援事業所における障がい者の就労面での支援の充実に向けて、相談支援専門員に対する研修や情報提供等により、支援体制の強化を図ります。

障害者就業・生活支援センターによる支援 体系図



③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

企業等に雇用されている障がい者の職場定着を図るため、障害者就業・生活支援センターによる定期的な職場訪問や本人への面談など、地域の関係機関と連携して障がいの特性に応じた計画的な支援を行い、事業主、障がい者双方が持つ課題の早期発見と解決を図ります。

また、企業や事業所において、障害者就労施設からの製品購入、トライアル雇用、正式雇用と段階的に取組みが広がるよう事業者団体等と連携して取り組むとともに、障がい者の能力が十分に生かされるよう障がいの特性についての理解を促進し、障がい者の職場への定着を図ります。

併せて、若年性認知症を発症した人に対しては、企業等において適切な対応ができるよう理解促進を図り、就労の継続を支援します。



若年性認知症の人の就労支援

若年性認知症とは、65歳未満で発症した認知症のことで、精神障害者保健福祉手帳の取得が可能な障がいの一つです。

認知症を発症すると、認知機能が徐々に低下し、障がいの程度も重くなっていきますが、経済的な自立や生きがい創出のため、企業での就労継続や障害者就労施設での就労受入れなど、その人の状態に応じた就労支援を行っていく必要があります。

このため、国や市町村、関係団体と連携し、企業や障害者就労施設において、適切な対応ができるよう若年性認知症への理解を促進することで、就労支援に取り組んでいきます。

(2) 職業能力開発

① 職業準備訓練の実施

障がい者が作業環境に容易に適応できるように、職場適応訓練事業に取り組みます。また、一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等における障がい者委託訓練について、利用促進とともに、障がい者の態様や地域バランスを考慮した訓練コースを設定し、訓練内容の多様化・充実強化を図ります。

② 職業訓練の充実

県立高等技術専門校において、企業で必要とされる職業能力に対応したきめ細かな訓練の実施や、就職先事業所等の新規開拓など、訓練修了生の一般就労に向けた取組みを強化します。

また、地域における雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を強化するとともに、障がい者職業能力の開発・向上の重要性に対する事業主や県民の理解を高めるために、障がい者職業訓練の普及・啓発を行います。

県立高等技術専門校（熊本市南区）での
職業訓練（手指訓練）風景



③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

障がい者を積極的に雇用した事業所と優秀勤労障がい者に対し知事表彰を行うことで、努力を讃えるとともに広く県民に周知し、障がい者の雇用の促進を図ります。

また、熊本県障がい者技能競技大会を開催するとともに、障害者技能競技大会アビリンピック全国大会、世界大会への派遣等を通して、障がい者の職業能力に対する社会の理解と認識を高めます。

技能五輪・アビリンピックあいち大会2014
(平成26年11月21日～23日)

写真は木工職種の競技風景



(3) 多様な就労支援

① 福祉と農業の連携による就労支援

九州農政局、県（健康福祉部・商工観光労働部・農林水産部）、県農業公社、農業協同組合、障害者就労施設の関係者による連携会議において、障害者就労施設を運営する社会福祉法人等の農業参入や障がい者が農業法人等へ一般就労する際の課題等を整理し、支援方策の検討や農業参入促進のための仕組みづくりを行います。

また、農業法人や企業等が障がい者の職場実習を受け入れる際の環境整備に要する経費を補助することで、職場実習の受入先の確保を図るとともに、障がい者の就業促進を図ります。



農業法人における職場実習風景



障がいのある人の農業参入促進のための仕組みづくり

熊本県の障がいのある人の就労において、農業分野のウエイトが高くなってきています。福祉においては、障がいのある人の就労や工賃向上をどのように支援していくかという課題があり、農業においては、農業就業者の高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地の増加等の課題があります。

「福祉と農業の連携」は、福祉と農業がそれぞれ抱える課題を解決し、新たな取組みを創出することを通して、福祉と農業の可能性を広げるものです。このことから、熊本県では、障がいのある人の就業促進の一つとして、農業参入に向けた仕組みづくりに取り組んでいます。

国の関係機関や県の関係部局、施設関係者等による連携会議では、次のような取組みについて検討を行います。

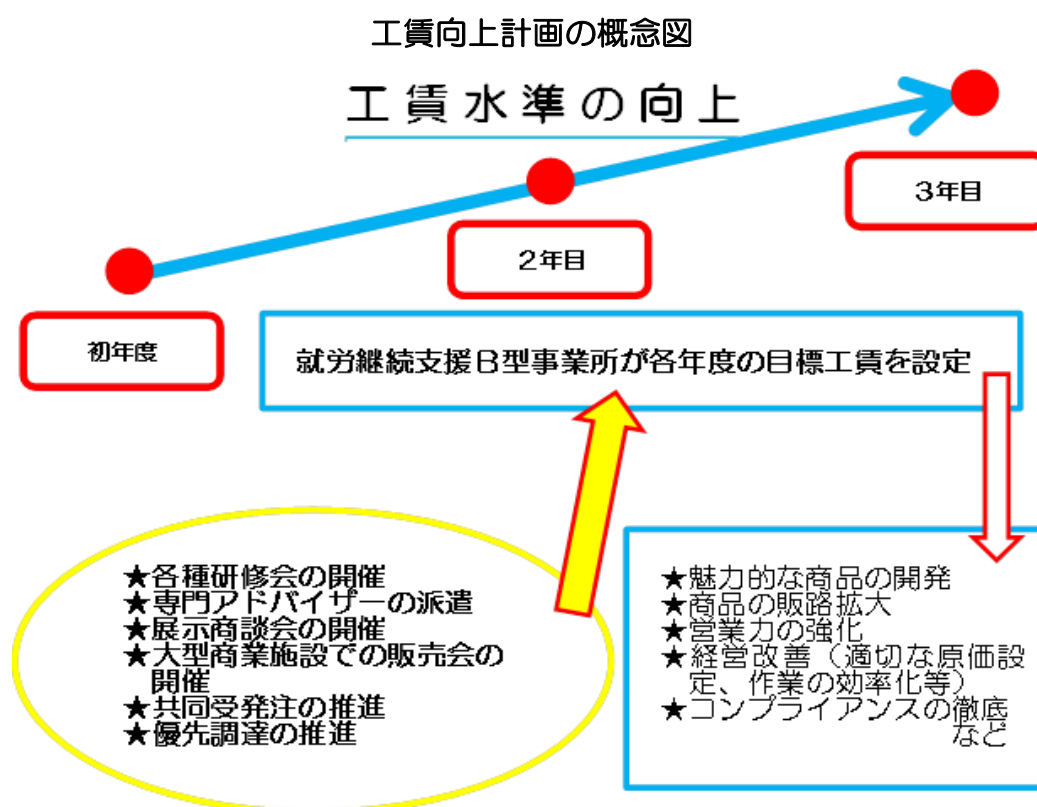
- 福祉（農業を实践したい障がいのある人・障害者就労施設）と農業（障がいのある人を雇用したい農家・農業法人・農産加工施設）をコーディネートする人材の養成・配置
- 障害者就労施設への農業関連情報（農地の確保、助成制度、農業技術指導、コンサルティング等）の提供
- 農業関係者への障がいのある人の雇用・職場実習関連情報（障がいのある人への理解促進、雇用主への助成制度、ジョブコーチ制度等）の提供
- 農福連携優良事例の紹介

(4) 工賃向上

① 工賃水準の向上に向けた取組みの推進

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るため、工賃向上計画を策定し、以下のような取組みを実施します。

- 県、市町村、国の機関等の障害者就労施設等からの優先調達を促進するための展示・商談会等の開催
- 大型商業施設等での販売会の開催
- 就労継続支援B型事業所等の経営改善、商品等の開発・販路拡大等を図るための施設の管理者及び実務者向けの各種研修会の開催や、専門アドバイザーの派遣



② 共同受発注システムの活用促進

県全域を網羅する共同受発注推進組織と県内の障害者就労施設の代表者等との連携会議を定期的実施し、県、市町村、国の機関、民間企業等と障害者就労施設等の共同受発注の拡大に向けた課題整理と推進方策の検討を行います。

また、八代地域では先駆的に地域版の共同受発注システムが活動を開始していますが、このような事例を他の地域にも情報提供するなど各地域の共同受発注が進むよう支援を行います。

③ 障害者就労施設等からの優先調達推進

毎年度、優先調達に係る目標を設定するとともに、障害者就労施設等が提供可能な物品等について、県庁各所属（本庁各課、各出先機関、教育委員会、警察本部等）へ情報提供を行い、物品等の積極的な調達を進めます。

また、県の要領に基づく障害者支援施設等との随意契約制度の積極的な活用に取り組みます。併せて、障がい者を雇用する企業等への優遇措置として、指名競争入札において障害者雇用促進企業（※1）を指名業者に加える制度や、随意契約において障害者雇用促進企業又は障害者支援企業（※2）を見積依頼業者に加える制度の活用に取り組みます。

さらに、工賃向上支援の一環として実施する展示・商談会や市町村担当者研修会等の場を活用し、市町村、国の機関等へ優先調達に係る情報提供等を行い、全県的な優先調達の推進を図ります。

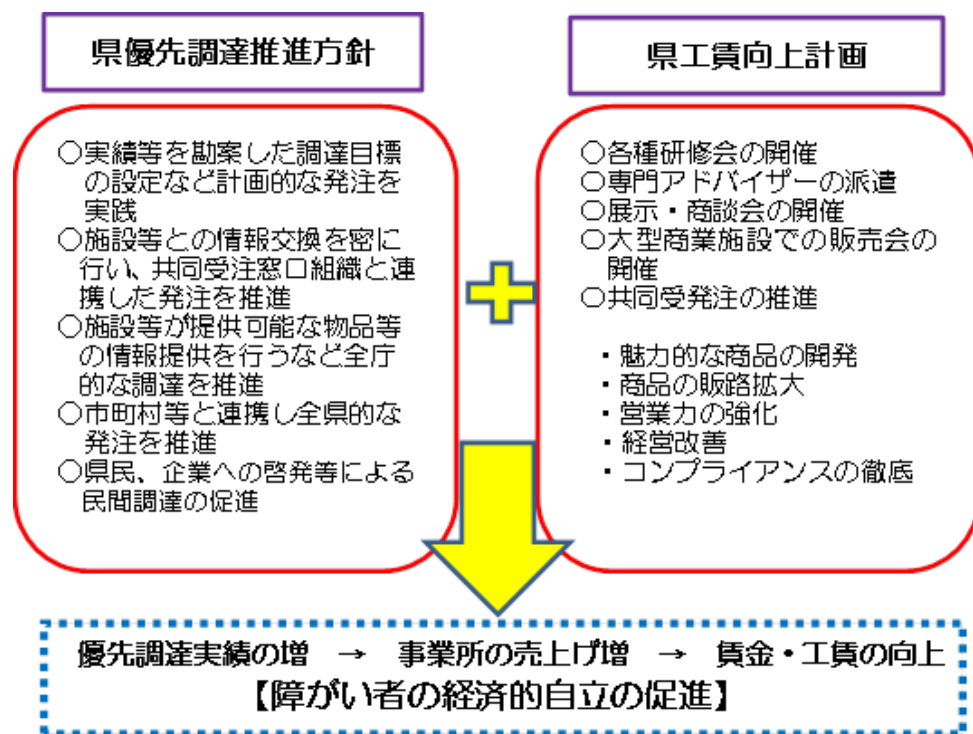
（※1）障害者雇用促進企業

県の入札参加資格及び県内に本店又は支店等を有する中小企業で、熊本県内における障がい者である労働者の数の割合が障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第2項に規定する障害者雇用率以上である県登録事業者。

（※2）障害者支援企業

障害者支援施設等から過去1年間に50万円以上の物品等の調達を行った県登録事業者。

優先調達推進の概念図



(5) 所得保障

① 年金制度・各種手当制度の周知

障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について、県のホームページ等において、受給要件や手続きなど制度の概要について分かりやすく周知を行います。

また、市町村の広報誌への掲載依頼も併せて行い、広く周知を図ります。

施策分野V

情報アクセシビリティ



施策の方向性

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進します。
- 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器、ヘルプカード等の普及を図ります。

(1) 情報バリアフリー

① 分かりやすい広報の推進

県広報紙の点字版・録音版作成や、県政広報テレビ番組への字幕挿入など、障がい者に配慮した分かりやすい広報を推進します。

また、県のホームページについては、音声読み上げソフトへの対応や、文字の読みやすさ、操作のしやすさなど、障がい者が更に利用しやすい工夫をします。

② 障がい特性に応じた情報の提供

点字図書館において、コンピュータネットワークを活用した点字による新聞情報等の即時提供を行い、視覚障がい者の情報取得を支援します。

また、聴覚障がい者情報提供センターにおいて、手話字幕付きビデオによる生活情報ニュースの提供や情報誌の発行等をはじめ、字幕入りDVD等の制作や貸出を行い、聴覚障がい者の情報取得を支援します。



手話字幕付き映像制作風景

(2) コミュニケーション支援

① コミュニケーションを支援する人材の養成・確保

視覚、聴覚、言語障がい者のコミュニケーションを支援するため、以下のとおり取り組みます。

- 点訳や朗読に必要な技術等の指導を行い、点訳奉仕員及び朗読奉仕員等を養成する。
- 手話に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、手話通訳者を養成する。
- 要約筆記に必要な技術等の指導を行う講習会を実施し、要約筆記者を養成する。
- 盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者通訳・介助員を養成するほか、技能等の向上を図る研修を実施する。
- 音声機能障がい者の発声訓練に携わる音声機能障がい発声訓練指導者を養成する。



点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修



盲ろう者通訳・介助員養成研修

② 意思疎通支援事業の推進

コミュニケーションを図ることに支障がある障がい者との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う「意思疎通支援事業」(市町村地域生活支援事業)が円滑に実施されるよう、コーディネーターの技術力の向上を図りながら、市町村を支援します。

併せて、専門性の高い分野等への手話通訳者等の派遣や、都道府県域や市町村域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するための調整を行います。



会議における要約筆記風景
(意思疎通支援事業)



意思疎通（コミュニケーション）支援

これまでの障害者自立支援法では、「手話通訳等」を行う者の派遣又は養成という表現を用いていましたが、障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援する手段は、聴覚障がいのある人への手話通訳や要約筆記に限られず、視覚と聴覚に障がいのある人への触手話や指点字、視覚障がいのある人への代読や代筆、知的障がいや発達障がいのある人とのコミュニケーション、重度の身体障がいのある人へのコミュニケーションボードによる意思の伝達等もあります。

このように多様なコミュニケーション支援の手段を、障害者総合支援法では新たに「意思疎通支援」という名称を用いて、概念的に幅広く解釈できるようになりました。

また、障害者総合支援法では、市町村と都道府県の役割分担の明確化とともに、広域的な対応が必要なものについて都道府県事業としての必須化により、市町村で実施が難しかった意思疎通支援者の市町村域や都道府県域を越えた広域的な派遣や専門性の高い分野等への派遣が可能となり、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立と社会参加の促進が一層図られています。

③ 情報通信技術等の活用促進

円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器（スマートフォン、タブレット端末等）やソフトウェア（文書読み上げ、文字拡大、絵文字等に関するもの）について、操作方法の研修や情報提供等を通して普及を図ります。

また、人とのコミュニケーションが難しい障がい児（者）が、日常生活や災害時において周りの人とコミュニケーションを図るために有効なヘルプカード等のツールについて、当事者等とともに活用に向けた検討を行い、普及を図ります。

④ 日常生活用具等の給付

障がいの特性に応じた情報の取得や円滑なコミュニケーションが図られるよう、市町村が実施する「日常生活用具給付等事業」（地域生活支援事業）において視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用活字文書読上げ装置等の購入を支援します。

また、重度障害者用意思伝達装置（障がいに応じた特殊な入力装置、スイッチ等）などの補装具について、情報提供や普及を図ります。

⑤ 難聴児補聴器購入助成事業の実施

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある児童の円滑なコミュニケーションが図られるよう、これらの児童に対し補聴器購入助成事業を実施する市町村を支援します。

施策分野VI

安心・安全



施策の方向性

- 災害時の安全が確保されるよう、市町村における障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を支援します。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図ります。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図ります。

(1) 災害対策

① 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定支援

東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害発生時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の安全を確保するため、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定を行う市町村を支援します。

特に、障がい者の避難を円滑に進めるために、個別計画に沿った障がい者本人が参加する避難訓練を通して、障がいの特性を踏まえた情報伝達や避難誘導の支援方法等を検証し、計画の改善が図られるよう市町村へ働きかけます。

② 災害時の適切な避難支援体制の整備

災害発生時の避難所における速やかな支援体制づくりに向け、避難所において、障がい特性に応じた情報の伝達、障がい者用仮設トイレや被災した障がい者の生活に必要な物資の確保等の対応が図られるよう市町村へ働きかけます。

災害発生時には、状況に応じて熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT）（※1）や熊本県災害派遣精神医療チーム（熊本DPAT）（※2）を被災地へ派遣し、支援を行います。このため、発災後速やかにチームを派遣できるよう、派遣を想定した研修を実施するとともに、リーダーを養成します。

（※1）熊本DCAT

災害発生時に避難所等で要介護者や障がい者等に対して必要な福祉介護サービスを行う介護福祉士等による専門職のチーム。

（※2）熊本DPAT

災害発生後に被災者や支援者に対して主に心のケアを行う専門的な精神医療チーム。



熊本DCA Tの研修風景



避難所で必要とされる障がいのある人への配慮

平成26年度に実施した障がい者施策に関するアンケート調査（87ページを参照）等で「避難所で必要な配慮」についてお尋ねしたところ、以下のとおり回答がありました。

- ① 食料の配給（54.4%）
- ② 必要な薬・治療（52.1%）
- ③ 障がいに配慮した部屋・トイレ（47.0%）

また、「必要な設備、資材等」として、障がいごとに、次のようなものが挙げられました。

【身体障がい】

音声トイレ、オストメイト対応トイレ、室内誘導ブロック、ホワイトボードへの表示、聴覚障がいや内部障がい等があること分かる表示（目印）、車いす、ベッド、紙おむつ等の介護用品、刻み食や流動食ができる設備や配慮、透析設備など

【知的障がい】

プライバシーを守れるスペースや落ち着くためのアイテム
周囲の協力と障がい特性への理解 など

【精神障がい】

一人になれる場所、連絡手段 など

【難病】

電動車いすの充電のための電源、歩行器、車いす など

③ 入所施設等の耐震化・防火対策等の促進

火災や地震発生時に自力で避難することが困難な障がい者が多く入所する施設やグループホームに対する耐震化整備やスプリンクラー設備整備のための助成を優先的に行い、入所施設等の耐震化・防火対策等を促進します。

また、入所施設等における災害時の避難マニュアル整備や、マニュアルに基づく避難訓練等の実施など、災害時の避難体制整備を促進します。

(2) 外出・移動支援

① 移動支援事業の充実

外出、余暇活動等の社会参加のための移動が円滑に行われるよう、「移動支援事業」を実施する市町村を支援します。



移動支援事業（市町村地域生活支援事業）

障害者総合支援法に基づき実施する「市町村地域生活支援事業」の一つである「移動支援事業」は、屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行い、地域での自立生活や社会参加を促進するための事業です。

「移動支援事業」は、各市町村の判断により、地域の特性や利用者の状況に応じた形態（例：個別支援型、複数人へのグループ支援型、福祉バス等の車両移送型）で実施することとされています。

② 身体障害者補助犬の普及

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成団体に対し、育成に要する経費を助成するほか、障がい者に対して、身体障害者補助犬の取得を支援するとともに、補助犬制度の周知・普及を図ります。

補助犬マーク

（身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマーク）



③ ハートフルサポーターの育成

県内の宿泊・観光事業者、サービス事業者、交通事業者等の従業員向けに県が実施する障がい特性や対応方法等の実践的な研修の修了者に「ハートフルサポーター」となってもらうことで、障がい者への必要な配慮や正しい理解を促進し、おもてなしの向上を図ります。

④ ハートフルパス制度の普及啓発

ハートフルパス制度（障がい者等用駐車場利用証制度）の普及を通して、やさしいまちづくりへの理解を広めるとともに、駐車スペースの拡大を図るため、ハートフルパス制度の協力施設数を増やします。

また、障がい者等用駐車場の適正利用を促進するため、県民に対する啓発活動を強化し、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。



ハートフルパス制度協力施設駐車場の表示

⑤ おでかけ安心トイレの普及

車いす対応トイレ、オストメイト対応トイレ、おむつ交換台付きトイレのいずれかを有する施設で、一定の基準を満たし、広く一般に開放している施設の情報を収集し、ホームページやスマートフォン等で広く提供することにより、誰もが外出しやすいまちづくりを進めます。



車いす・オストメイト対応トイレ
(右) 車いす対応 (左) オストメイト対応

(3) 防犯

① 障がい者への安全対策

小地域ネットワーク活動や日常生活自立支援事業のような地域福祉活動等と連携した地域住民による見守り、定期訪問等の取組みを更に推進します。

② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進

ファクシミリやEメールによる110番通報について、利用促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速かつ適切な対応を行います。

③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援

地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携等により情報提供等を行い、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見を図ります。

(4) 障がい者の消費者トラブル防止

① 地域での見守りネットワーク構築支援

障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や早期救済を図るため、障がい者等の消費者トラブルを地域住民や関係団体との連携により見守る市町村のネットワーク体制の構築を支援します。

② 障がい者に対する消費者教育の推進

障がい者や高齢者等の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の啓発活動を推進するとともに、障がい者の特性に配慮しながら学校や地域における消費者教育を充実させます。

(5) 交流活動

① 「地域の縁がわ」の普及促進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、地域の誰もが気軽に集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」の更なる普及を進めます。



「交流サロン たんぼぼ」(阿蘇郡西原村)

農作業による交流風景

② 「地域ふれあいホーム」の普及促進

地域の誰もが気軽に集う地域の拠点である「地域の縁がわ」に、子どもや高齢者、障がい者等の「日中支援機能」と、障害福祉サービス等の制度以外の「宿泊機能」を付加した「地域ふれあいホーム」の普及を進めます。

施策分野VII

生活環境



施策の方向性

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進します。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進めます。

(1) 住宅・建築物

① 県有建築物の整備

県有施設について、障がい者も安全かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した改修を引き続き推進します。

② 民間建築物整備に対する支援

誰もが利用しやすい建築物の整備を促進するため、ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援します。

③ 広報活動及び研修会等による啓発

やさしいまちづくり条例（正式名称：熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例）やバリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づく建築物・まちづくりのユニバーサルデザイン化に向けて、研修会の実施等により普及啓発を図ります。

この普及啓発に併せて、事前協議の対象となる建築物については計画段階においてすべての事業者が事前協議を行うよう働きかけ、整備基準適合建築物を増加させます。

④ 公的賃貸住宅の整備

入居者の安心安全を確保し、誰もが快適に暮らすことができるよう、既設の県営住宅のユニバーサルデザイン化を推進します。

⑤ 住宅改造に対する支援

重度の身体障がい者や知的障がい者が在宅での生活を継続するための住環境の整備を図るため、これらの障がい者に対し住宅改造助成事業を実施する市町村を支援します。

⑥ 障がい者の居住支援

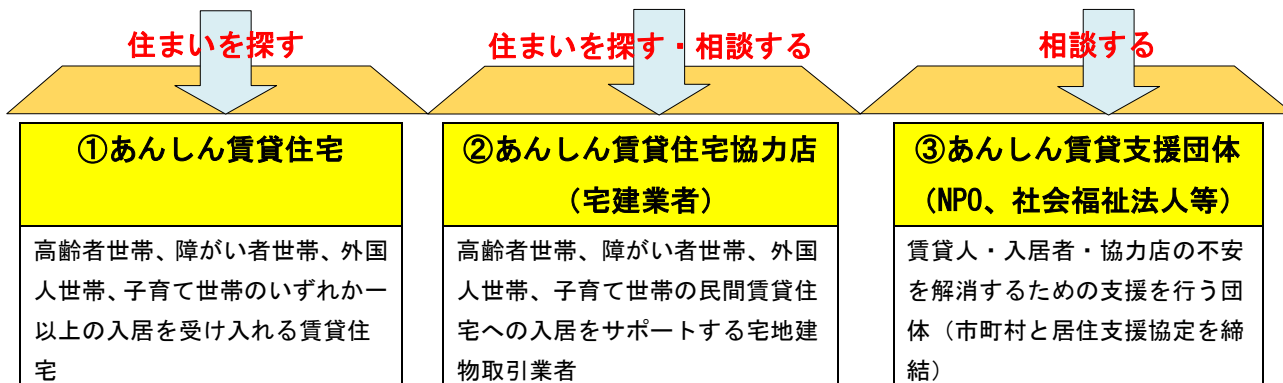
市町村が実施する相談支援事業（市町村地域生活支援事業）の一つである「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」について、事業の拡充が図られるよう、情報提供等を通して市町村を支援します。

また、居住支援協議会等を活用し、「住宅入居等支援事業」や「あんしん賃貸支援事業」を周知し、賃貸住宅の貸主等の障がい者への理解促進を図ります。

**あんしんと安らぎの住生活のために
熊本県あんしん賃貸支援事業**



入居対象者（住まいを探している人）
高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯



（2）道路・都市公園

① 歩道等の整備

高齢者や障がい者の自立や社会参加の支援をはじめとして、すべての人にやさしいユニバーサルデザインに基づく歩道等の整備を行い、安全・安心な公共空間の創造を図ります。



ユニバーサルデザインに基づく歩道整備

② 都市公園の整備

都市公園におけるユニバーサルデザインに基づく園路やトイレの整備等を推進し、安全・安心な公共空間の創造を図ります。



ユニバーサルデザインに基づく駐車場整備
(熊本県テクノ中央緑地)

(3) 旅客施設・公共交通機関

① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

障がい者の利用に配慮した旅客施設及び公共交通機関の整備を図るため、交通事業者など関係機関への整備状況について調査等を実施するとともに、交通事業者への啓発を通して、旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化を促進します。

施策分野VIII

差別の解消及び権利擁護の推進



施策の方向性

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を進めます。
- 障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、県民の「心のバリアフリー」を推進します。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組みを推進します。

(1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組み推進

平成24年4月から全面施行している条例の県民の認知度を高めるとともに、条例で定める障がいを理由とした不利益取扱いの禁止や障がい者への合理的配慮についての県民の関心と理解を深めるため、障害者差別解消法と併せて広く周知を図ります。

また、地域における相談体制の充実のため、広域専門相談員と地域相談員との連携による事案解決体制の充実を図ります。



「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

熊本県では、障害者差別解消法の制定に先駆けて、障がいのある人の権利を擁護するための条例を制定し、平成24年4月1日から全面施行しています。

この「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」には、障がいのある人への理解を深め、その権利を擁護するために重要な4つのポイントがあります。

●不利益取扱いの禁止

障がいのある人に対して「不利益取扱い」となる行為を、日常生活、社会生活における8つの分野（①福祉サービス、②医療、③商品の販売・サービスの提供、④労働者の雇用、⑤教育、⑥建物等・公共交通機関の利用、⑦不動産の取引、⑧情報の提供等）について具体的に掲げ、「してはならない」として禁止しています。

●社会的障壁の除去のための合理的な配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活において受けている制限や制約（社会的障壁）をなくすための必要かつ合理的な配慮（「合理的配慮」）が、負担が重過ぎることとならない範囲で、県民によって行われなければならないとしています。

●相談体制及び個別事案解決の仕組み

「不利益取扱い」や「合理的配慮」、虐待についての相談体制、「不利益取扱い」についての個別事案解決の仕組みを設け、県が設置している委員会や相談員が、第三者的な立場で当事者とともに問題の解決を図ります。

●県民の理解の促進

障がいのある人に対する差別や障がいのある人が感じる暮らしにくさは、障がいのある人に対する誤解や偏見、無理解によって起こっています。そうした誤解や偏見をなくし、障がいのある人への県民の理解を深めるために、啓発活動を進め、障がいのある人との交流の機会をつくるなどの取組みを進めます。

② 障がい特性についての理解促進

障がい者が地域で安心して日常生活を送り、社会参画ができるよう、障がいの特性や多様性、障がいに応じた適切な配慮についての啓発を更に進め、県民の「心のバリアフリー」を推進します。

平成26年度くまもとハートウィーク
路上パフォーマンスによる交流の様子



③ 行政機関における合理的配慮の推進

障がいを理由とする差別の禁止に関して職員が適切に対応できるよう、平成28年4月に施行される障害者差別解消法に基づく職員対応要領を定めます。市町村においても職員対応要領が定められるよう市町村へ働きかけます。

併せて、職員の障がい者への理解や適切な対応を促進するため、職員を対象とする研修を実施し、障がい者への配慮の徹底を図ります。

(2) 障がい者虐待防止

① 障がい者虐待防止対策の強化

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称：障害者虐待防止法）を広く周知し、障がい者虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を図ります。

また、熊本県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障害者虐待防止センターや関係機関との連携のもと、障がい者虐待の未然防止、早期発見や、虐待が発生した場合の迅速な対応ができるよう、体制整備に取り組みます。

併せて、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村障害者虐待防止センター職員等を対象にした研修を実施し、関係者の障がい者虐待についての理解を深め、虐待の未然防止と早期対応につなげます。

(3) 成年後見制度等

① 成年後見制度の利用促進

障がい者の権利を擁護し、障がい者が適切な医療・介護・福祉サービスを受けられるよう、市町村と連携し、成年後見制度（※）の周知啓発・利用促進を図ります。

また、市町村が地域生活支援事業として実施する「成年後見制度利用支援事業」や、「成年後見制度法人後見支援事業」の取組みを支援するとともに、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人や市民後見人の育成に取り組む市町村を支援します。

（※）成年後見制度

日常生活において財産侵害を受けたり、尊厳が損なわれることがないように、判断能力が十分でない人を保護し、支援する制度。

② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

地域において「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」（※）への理解が深まり、多くの対象者が利用できるよう、県民への広報・啓発を行います。

（※）日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力が低下した人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行うもの。

第5章

数值目標

I 数值目標

I 数値目標

計画に関する施策の進行状況が明確になるように、達成すべき目標のうち定量化が可能なものについて数値目標を設定し、計画の進行管理を行います。

●施策分野Ⅰ 地域生活支援

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	累計人数	—	298 (H29年度末)
2	福祉施設入所者数の削減数	人数	—	120 (H29年度末)
3	入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	60.2 (H24年度末)	64.0 (H29年度末)
4	入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	88.1 (H24年度末)	91.0 (H29年度末)
5	入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数の削減率	%	2.0	18.0 (H29年度末)
6	就労移行支援事業の利用者数	人数	486	778 (H29年度末)
7	就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	%	30.2	50.0 (H29年度末)
8	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	人数	81	220
9	ペアレントメンター登録者数	人数	24	50
10	医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の数	か所	7 (5圏域)	各圏域(11圏域) に1か所以上
11	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	人数	—	180 (H29年度末)

●施策分野Ⅱ 保健・医療

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
12	障がい者の受入れ歯科医療機関(病院・診療所)の数	か所	184	212 (H29年度末)

●施策分野Ⅲ 教育、文化芸術活動・スポーツ

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
13	高等学校における個別の教育支援計画作成率	%	23.1	60.0 (H30年度末)
14	教員の特別支援教育に関する研修受講率	%	70.0	100
15	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人数	2,041	2,200

●施策分野Ⅳ 雇用・就業、経済的自立の支援

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
16	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,950	2,650
17	障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数	件数	208	286
18	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間人数	155	209 (H29年度末)
19	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率	%	77.2	83.0
20	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	56.9	70 (H29年度末)
21	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	13,648	別途、工賃向上 計画で定める

●施策分野Ⅴ 情報アクセシビリティ

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
22	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	人数	1,347	1,522
23	手話奉仕員養成研修修了者数	人数	551	1,188
24	要約筆記者養成研修修了者数	人数	18	116
25	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	人数	38	108

●施策分野Ⅵ 安心・安全

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
26	避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数	市町村	—	45 (H28年度末)
27	移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	人数	4,631	6,516
28	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	1,600	1,900 (H28年度末)
29	地域の縁がわ か所数	か所	443	500 (H27年度末)

●施策分野Ⅶ 生活環境

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
30	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	71.3	100
31	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,946	3,300
32	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	22.5	40.0
33	県が管理する道路のうち、歩道整備計画(※1)における歩道のバリアフリー整備(※2)延長割合	%	64.2	90.0
34	乗合バスのうちノンステップバスの割合	%	15.7	30.0

(※1)歩道整備計画

熊本市の政令指定都市移行に伴い新たな整備計画として策定されたもので、整備計画地区(26地区、総延長122km)から熊本市を除外(9地区、総延長49km)し、平成24年度から取り組んでいる通学路緊急合同点検による危険箇所(75箇所、計38km)を追加した合計111km

(※2)歩道のバリアフリー整備

歩道の幅員の確保、段差解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行う整備を言い、整備基準は以下のとおり

- ・歩道:有効幅員2m以上
- ・自転車歩行者道:有効幅員3.0m以上
- ・段差解消:歩道縁端部と車道との段差は2cm
- ・視覚障がい者用誘導ブロック:視覚障がい者の移動の円滑化のため必要と認められる箇所に設置

●施策分野Ⅷ 差別の解消及び権利擁護の推進

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H32年度末 (目標値)
35	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	37.9	50.0

第6章

計画の推進

I 計画の推進体制

II PDCA サイクルによる進行管理

I 計画の推進体制

計画に関する施策の着実な推進を図り、計画の実効性を確保するため、次の方法により施策の推進及び進行管理を行います。

(1) 障害者施策推進審議会による施策の検証・評価

障がい者団体の代表や学識経験者等で構成する「熊本県障害者施策推進審議会」(※)において、施策の検証・評価を行い、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

なお、施策の検証・評価にあたっては、PDCAサイクルによる検証・評価を実施し、障がい者施策の効果的かつ効率的な実施につなげます。(次項(68ページ)参照)

(※) 障害者施策推進審議会

障害者基本法第36条の規定に基づき設置している県の機関で、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する機関。

(2) 障がい者のニーズの把握・意見反映

「熊本県障害者施策推進審議会」に障がい者団体の代表が参画することで、施策の検証・評価に当事者や家族の意見を反映し、以後の施策の実施につなげます。

また、最新のニーズに即して効果的な施策の推進につなげられるよう、毎年度、障がい当事者や家族団体等との意見交換を行います。

また、国の制度改革の動きなど障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、次期(第6期)計画策定に向けて、アンケート調査等を実施することにより、障がいのある人や家族等のニーズの把握を行います。アンケート調査の内容や方法等については、関係団体等の意見を踏まえながら、きめ細かなニーズの把握ができるよう検討を行っていきます。

(3) 庁内の連携体制、市町村との連携

本計画は、庁内各部局にまたがる障がい者施策に関する総合的な計画であることから、全庁的な連携のもと、施策の推進を図ります。

庁内にあっては、障がい保健福祉担当課と関係各課が連携し、情報共有や施策の協働に取り組みます。

また、県と市町村の関係課間の緊密な連携により、県と市町村が一体となって施策を進めます。

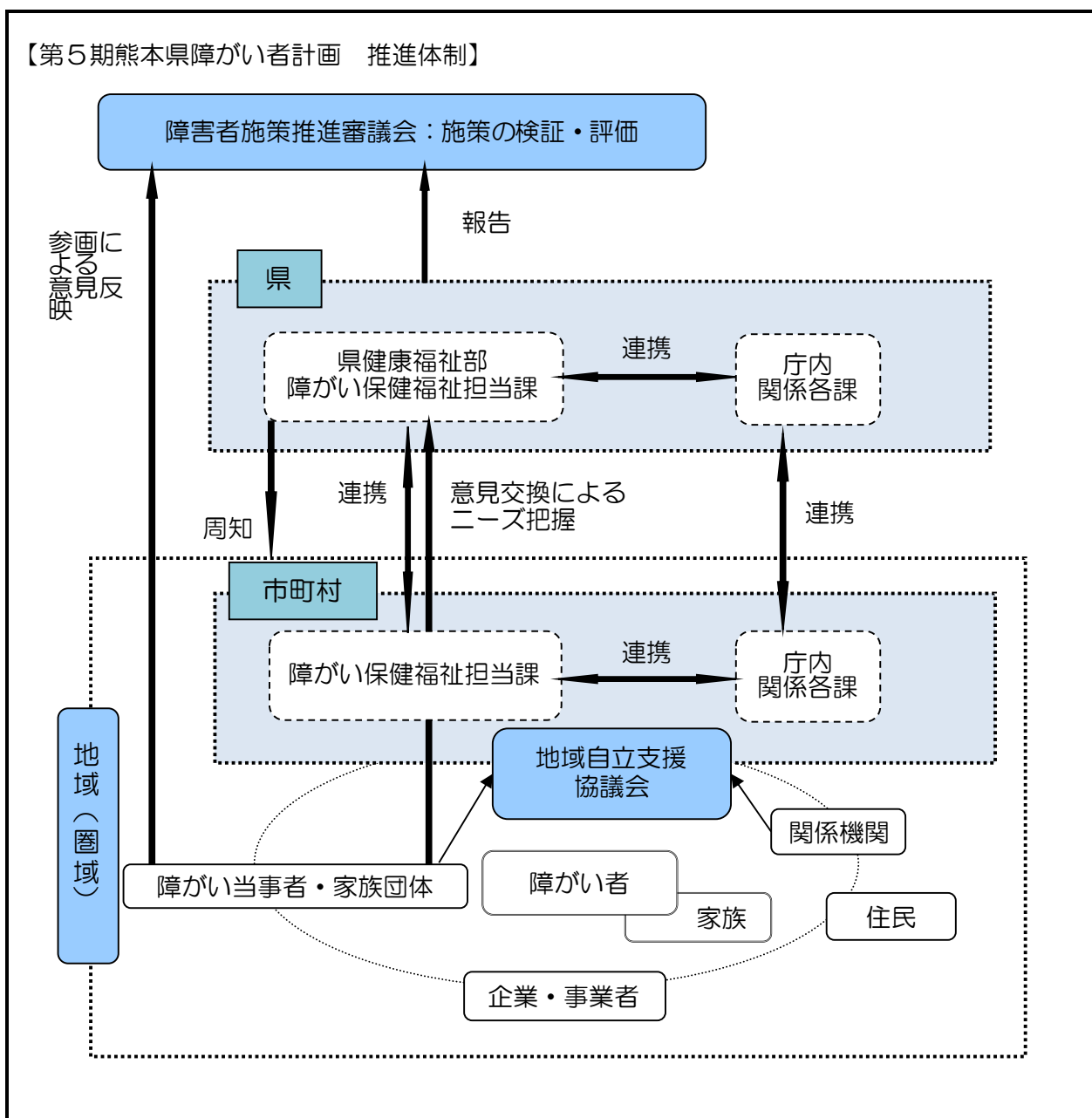
(4) 地域での取り組み

障がい保健福祉圏域での取り組みを進めるため、地域自立支援協議会（※）等の場を活用し、市町村や関係機関との意見交換等を通して、地域における課題を把握し、施策の推進につなげます。

また、広く県民に計画の趣旨や施策が理解されるよう、県ホームページ等を通して周知を行うとともに、計画の進行状況についてもわかりやすく公表します。

（※）地域自立支援協議会

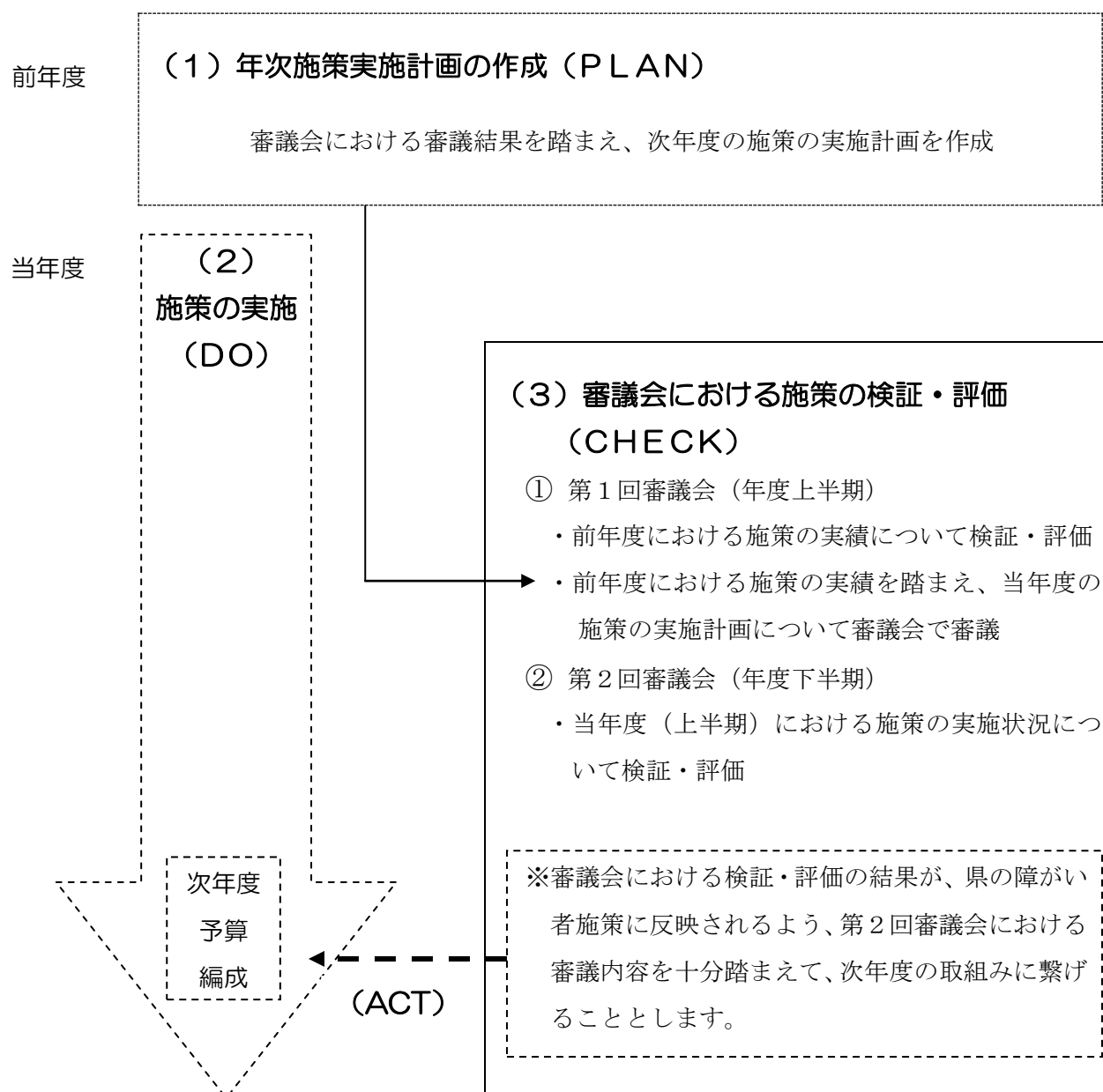
地域における障がい福祉の関係者等により構成され、障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行う場。



II PDCA サイクルによる進行管理

計画に関する施策の実施状況について、「熊本県障害者施策推進審議会」において実態を的確に把握し、検証・評価を行うことにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

なお、平成29年度には、それまでの施策の実施状況等を踏まえ、計画の見直しを行います。



※当年度末には、「(1) 年次 (次年度の) 施策実施計画の作成 (PLAN)」に戻り、以後毎年度、PDCAサイクルを繰り返します。

資料編

- I 策定経過
- II 策定体制
- III 障がい者制度に係る国の動向
- IV 県内の障がい者の動向
- V 意見聴取結果
- VI 第4期熊本県障がい者計画
「くまもと・夢・障がい者プラン」の総括
- VII パブリックコメントの結果

I 策定経過

計画の策定にあたっては、障がいのある人自らが計画策定に参画するよう、障害者施策推進審議会の委員として計画の総論を検討していただくとともに、審議会に生活支援、社会参画及び環境整備の3つの分科会を設け、障がい者団体の代表にも委員として参画していただき、計画の各論について障がい当事者の視点で専門的かつ具体的な検討を行っていただきました。

また、障がいのある人を対象にしたアンケート調査や、障がい者団体との意見交換会を実施し、障がいごとの生活実態やニーズ等について幅広く意見を聴取しました。

期日	内 容
平成25年10月21日	平成25年度第2回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の策定について（策定方針、策定スケジュール等）
平成26年 3月24日	第1回合同分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の策定について ・第5期熊本県障がい者計画に係る意見交換
平成26年 5月21日	平成26年度第1回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第4期熊本県障がい者計画に関する施策の実施状況について ・第5期熊本県障がい者計画の体系（案）について
平成26年 6月 ～7月	障がい者施策に関するアンケート調査
平成26年 6月 4日	第2回環境整備分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策項目（案）について
平成26年 6月 5日	第2回生活支援分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策項目（案）について
平成26年 6月 6日	第2回社会参画分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策項目（案）について
平成26年 7月 ～8月	障がい者団体との意見交換会 （計6回開催。その他、個別に3団体を訪問して意見交換）
平成26年 8月 1日	第3回生活支援分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策（素案）について

期日	内 容
平成26年 8月 5日	第3回環境整備分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策（素案）について
平成26年 8月 6日	第3回社会参画分科会開催 ・第5期熊本県障がい者計画の分野別施策（素案）について
平成26年 9月 2日	平成26年度第2回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画に関する意見聴取結果について ・第5期熊本県障がい者計画について（これまでの検討状況）
平成26年11月25日	平成26年度第3回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画（素案）について
平成26年12月22日 ～平成27年1月21日	パブリック・コメント実施
平成27年 2月10日	平成26年度第4回熊本県障害者施策推進審議会開催 ・第5期熊本県障がい者計画（最終案）について

II 策定体制

◎ 審議会会長		※50音順	
区分	氏名	所属・職	分科会所属
熊本県障害者施策推進審議会委員・同分科会委員	あいざわ あきのり 相澤 明憲	熊本県精神保健福祉協会理事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	あいとう きぬよ 相藤 絹代	熊本学園大学社会福祉学部准教授	生活支援（座長）
	◎ いしはし としろう 石橋 敏郎	熊本県立大学総合管理学部教授	環境整備（座長）
	いわざき ちえこ 岩崎智枝子	熊本県障害児・者親の会連合会理事	生活支援
	おかべ えみこ 岡部恵美子	熊本県身体障害者福祉団体連合会会長 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援
	かみかわ ゆきとし 上川 幸俊	熊本県教育委員会事務局教育指導局長	社会参画
	きくち てっぺい 菊池 哲平	熊本大学教育学部准教授	社会参画（座長）
	くすのき たつまさ 楠 達雅	熊本県精神障害者団体連合会副会長	社会参画
	たかき けんじ 高木 健次	熊本県議会厚生常任委員会委員長	環境整備
	たかもと ひろとし 高本 弘敏	大津町住民福祉部福祉課長	環境整備
	たけだ つとむ 竹田 勉	熊本県身体障害者福祉団体連合会常務理事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	たなか ちか 田中 智香	熊本リハビリテーション病院医師 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援
	つだ しろう 津田 史朗	熊本県精神障害者福祉会連合会会長	環境整備
	ながひろ ゆき 長廣 幸	熊本難病・疾病団体協議会幹事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	なんま かず しげ 南摩 一隆	厚生労働省熊本労働局職業安定部長	社会参画
	にしざか ちかこ 西坂千賀子	熊本県知的障がい者施設協会理事 (委員就任：H26.10.16～)	—
	ひろた だいさく 廣田 大作	熊本県社会福祉協議会常務理事	環境整備
	ふくおか しゅんこ 福岡 順子	熊本県自閉症協会事務局長	社会参画
	まつなが かずはる 松永 和治	熊本県手をつなぐ育成会常務理事	社会参画
	みうら たかこ 三浦 貴子	熊本県身体障害児者施設協議会会長	社会参画
みやがわ こうへい 宮川 光平	熊本県精神保健福祉協会理事 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援	
みやた きよし 宮田喜代志	熊本県中小企業家同友会障がい者雇用支援委員会幹事長	社会参画	
もがみ たいちろう 最上太一郎	熊本県知的障がい者施設協会副会長 (委員就任：～H26.10.15)	生活支援	
やまさき ひろのぶ 山崎 広信	熊本市健康福祉子ども局障がい保健福祉課長	生活支援	

※50音順

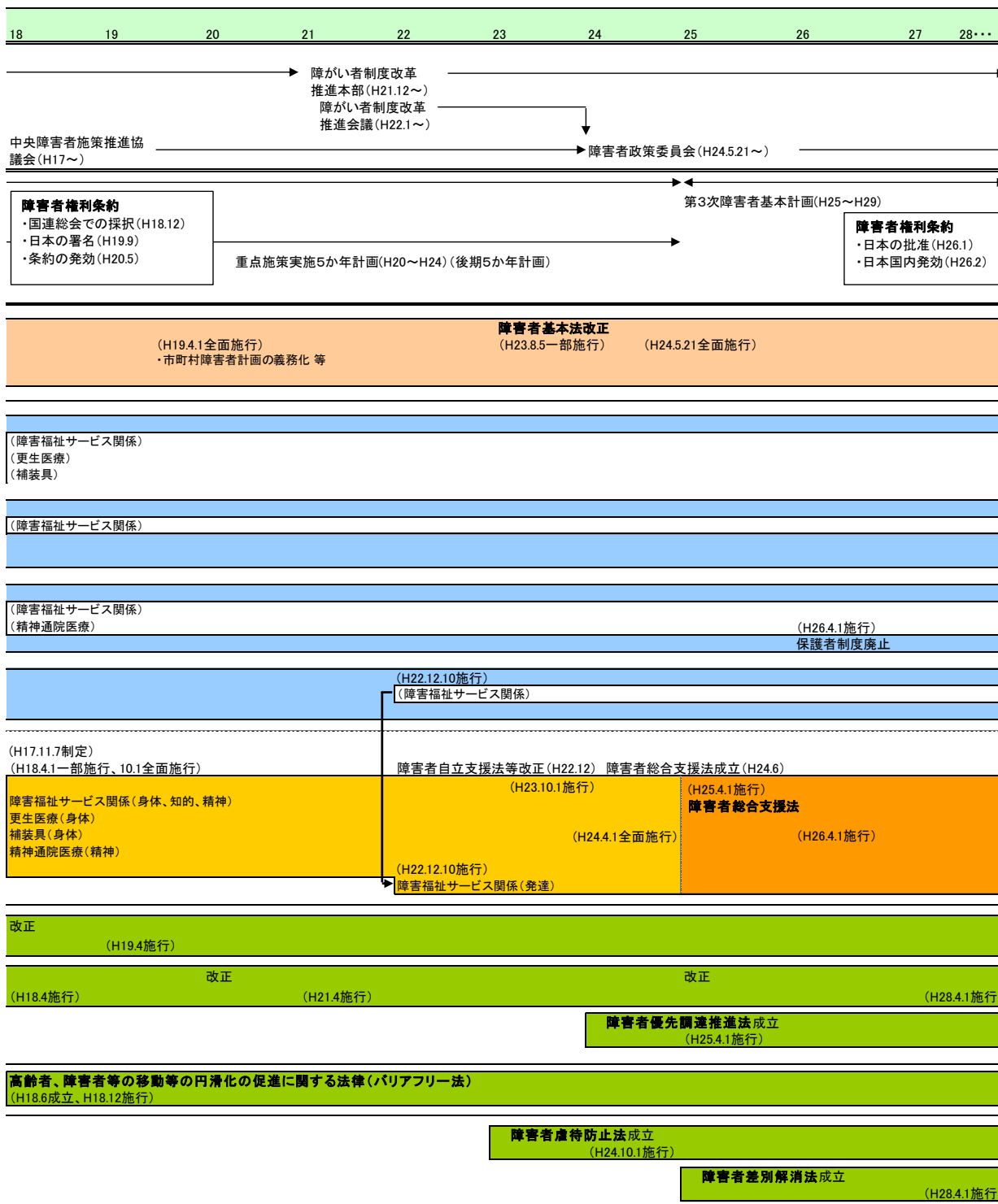
区分	氏名	所属・職	分科会所属
分科会委員	しんじょう いくこ 新城 育子	熊本県視覚障がい者福祉協会・団体会長	環境整備
	なかやま やすお 中山 泰男	熊本難病・疾病団体協議会代表幹事	生活支援
	まつなが あきら 松永 朗	熊本県ろう者福祉協会常務理事	社会参画

【参考：熊本県障害者施策推進審議会分科会出席課】

部名	関係課名
知事公室	広報課
	危機管理防災課
企画振興部	交通政策課
健康福祉部	健康福祉政策課
	福祉のまちづくり室
	社会福祉課
	子ども未来課
	障がい者支援課
	医療政策課
	健康づくり推進課
環境生活部	消費生活課
商工観光労働部	労働雇用課
	産業人材育成課
農林水産部	農林水産政策課
土木部	道路保全課
	景観公園室
	建築課
	住宅課
出納局	管理調達課
警察本部	生活安全企画課
	通信指令課
教育庁	特別支援教育課

Ⅲ 障がい者制度に係る国の動向

区分	経過 ～S45・56 57 58 59 60 61 62 63 H1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17
推進体制	<p>障害者施策推進本部 (S57～H21) (H12再編)</p>
基本計画	<p>障害者対策に対する長期計画(S58～H4) 障害者対策に関する新長期計画(H5～H14) (=第1次障害者基本計画) 第2次障害者基本計画(H15～H24)</p> <p>「障害者対策に関する長期計画」後期重点施策 (S62～H4) 障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～(H8～H14) 重点施策実施5か年計画(H15～H19)</p>
法整備	<p>全体的枠組み</p> <p>心身障害者対策基本法成立 (議員立法)(S45.5.21制定) → 障害者基本法成立 (H5.12.3全面改正) → 障害者基本法改正 (H16.6.4一部施行) ・法律の目的に障害者の自立及び社会参加の支援等を明記等</p>
	<p>生活支援</p> <p>身体障害者福祉法成立 措置制度 (S24.12.26制定) → 支援費制度 (契約制度)</p> <p>知的障害者福祉法成立 措置制度 (S35.3.31制定) → 支援費制度 (契約制度)</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律成立 (S25.5.1制定)</p> <p>発達障害者支援法成立 (H16.12.10制定)</p> <p>障害者自立支援法成立</p>
	<p>学校教育法</p>
	<p>社会参画</p> <p>身体障害者雇用促進法 → 障害者雇用促進法 (S62題名改正) → 改正 (H17.10一部施行)</p>
	<p>環境整備</p> <p>権利擁護</p>



第4期計画策定後（平成23年度以降）の主な法整備

※法律の説明は74～75ページの表の順番、施行年月は主な施行に関するもの

- 障害者基本法の改正（平成23年8月）、施行（平成24年5月）
 - ・ 障害者の定義の見直し（障害者：身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）
 - ・ 地域社会における共生の原則化 など

- 障害者総合支援法の制定（平成24年6月）、施行（平成25年4月、平成26年4月）
 - ・ 障害者自立支援法の法律名を障害者総合支援法に変更
 - ・ 障害者の範囲に難病等を追加
 - ・ 重度訪問介護の対象拡大
 - ・ 障害支援区分の創設
 - ・ ケアホームのグループホームへの一元化 など

- 障害者雇用促進法の改正（平成25年6月）、施行（平成28年4月）
 - ・ 雇用の分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止
 - ・ 事業主による合理的配慮の提供義務（過度な負担を及ぼす場合を除く） など

- 障害者優先調達法の制定（平成24年6月）、施行（平成25年4月）
 - ・ 公契約における障害者の就業を促進するための措置
 - ・ 障害者就労施設等が供給する物品等に関する情報の提供 など

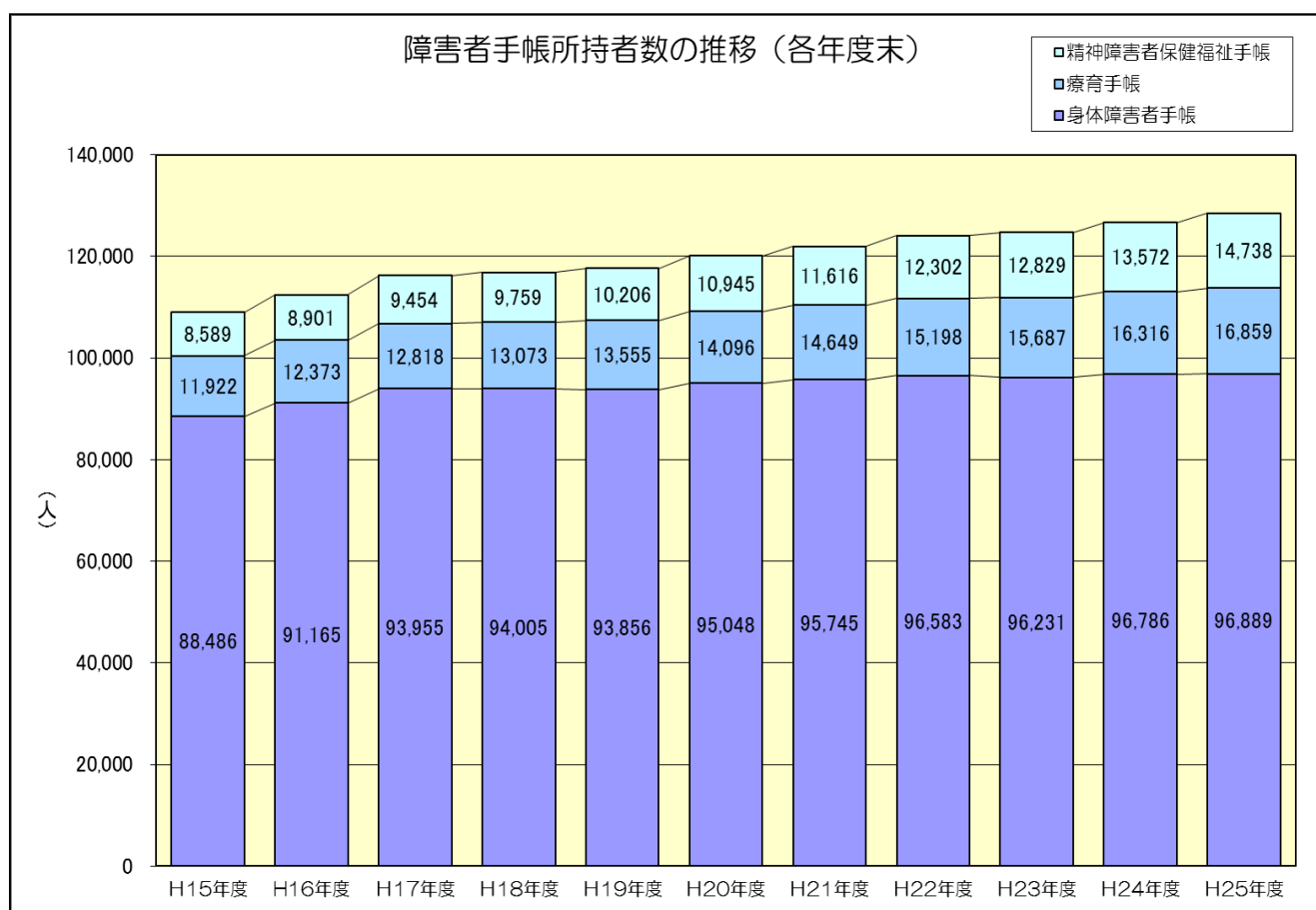
- 障害者虐待防止法の制定（平成23年6月）、施行（平成24年10月）
 - ・ 障害者に対する虐待の禁止
 - ・ 虐待発見者の通報義務
 - ・ 市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの設置など

- 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）、施行（平成28年4月）
 - ・ 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止（法的義務）
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務）
 - ・ 差別の解消の推進に関する基本方針等の策定
 - ・ 国等職員対応要領、事業者のための対応指針の策定 など

Ⅳ 県内の障がい者の動向

県内の障害者手帳所持者数は、平成25年度末現在、身体障がい96,889人、知的障がい16,859人、精神障がい14,738人の計128,486人で、県人口の7.2%を占めています。全国における割合は5.5%であることから、全国と比較すると高い割合になっています。

10年前（平成15年度末時点）と比較して、合計で17.9%（19,489人）増加しており、障がい別では、身体は9.5%（8,403人）、知的は41.4%（4,937人）、精神は71.6%（6,149人）の増加と、特に精神障がいの伸びが大きくなっています。



【手帳所持者総数】

（各年度末現在、単位：人）	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
総数	108,997	112,439	116,227	116,837	117,617	120,089	122,010	124,083	124,747	126,674	128,486

【県人口に占める割合】

（各年度末現在）	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
身体障害者手帳	4.8%	4.9%	5.1%	5.1%	5.2%	5.2%	5.3%	5.3%	5.3%	5.4%	5.4%
療育手帳	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	0.9%
精神障害者保健福祉手帳	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	0.8%
計	5.9%	6.1%	6.3%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.9%	6.9%	7.0%	7.2%

(1) 身体障がい者

① 身体障害者手帳所持者数（障がい等級・年齢別）

身体障害者手帳を所持している人は、平成25年度末現在96,889人で、平成15年度から25年度までの10年間で8,403人（9.5%）増加しています。

等級別では、1級・2級の重度障がい者が42,974人（44.4%）と最も多く、中でも最も重度の1級の重度障がい者が29,288人と全体の30.2%を占めており、その数も、10年間で3,417人（13.2%）増加しています。

また、年齢別（熊本市を除く。）では、65歳以上の高齢者が占める割合が、8年前（平成17年度末時点）は70.8%であったのに対し、平成25年度末には74.8%となっており、身体障がい者の高齢化が進んでいます。

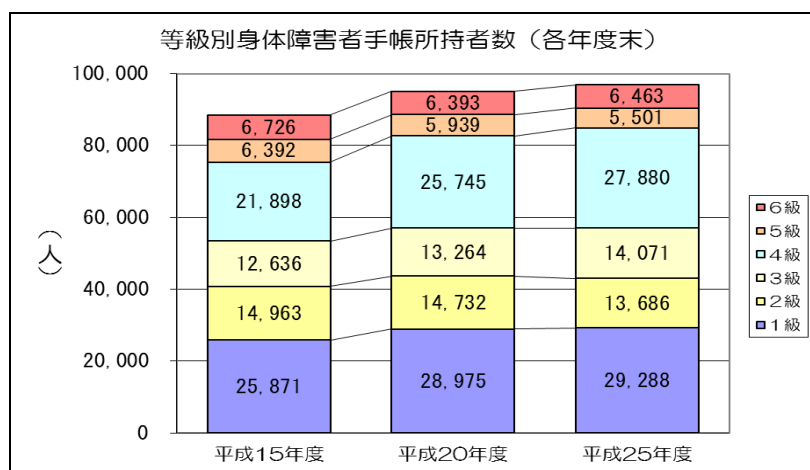
【身体障害者手帳所持者数】

（各年度末現在、単位：人）

		H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
					構成比	人数	増加率
総数		88,486	95,048	96,889	100.0%	8,403	9.5%
等級別	重度（1級・2級）	40,834	43,707	42,974	44.4%	2,140	5.2%
	中度（3級・4級）	34,534	39,009	41,951	43.3%	7,417	21.5%
	軽度（5級・6級）	13,118	12,332	11,964	12.3%	△1,154	△8.8%
年齢別	18歳未満	774	733	689	1.0%	△85	△11.0%
	18歳以上65歳未満 ^(※)	19,073	18,300	15,894	24.2%	△3,179	△16.7%
	65歳以上	48,113	49,291	49,228	74.8%	1,115	2.3%

（※）平成17年度以降のデータしかないため、平成17年度のデータを記載。「年齢別」の増減はH17-H25までの8年間

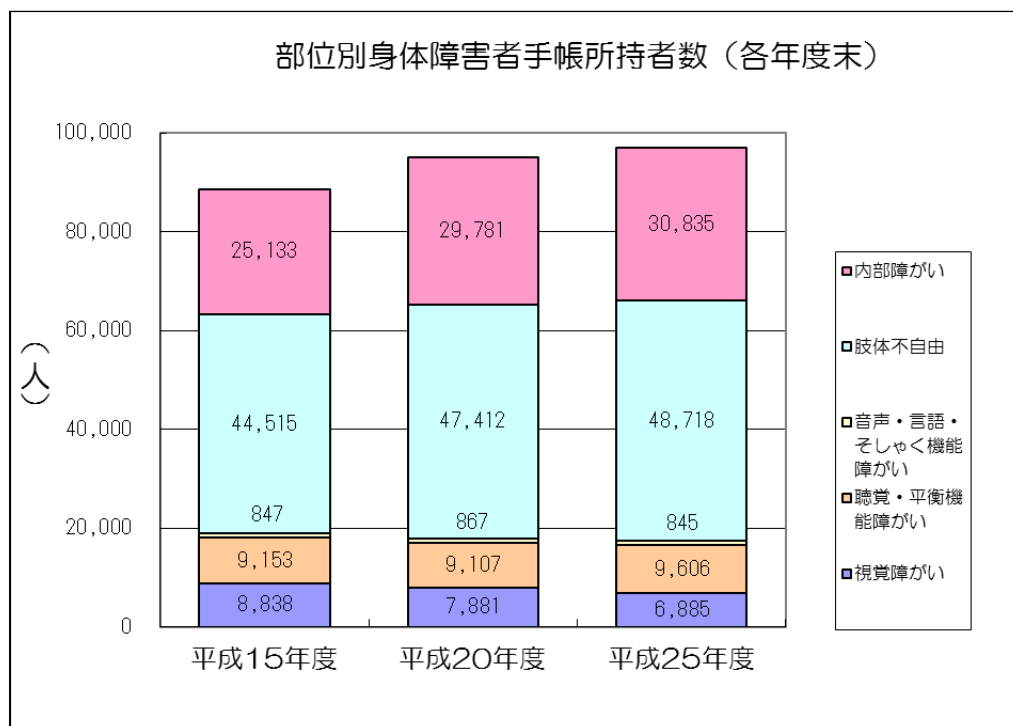
平成23年度以前については、熊本市の年齢別データが存在しないため、各年度の「年齢別」については熊本市分を除いたデータを記載。そのため総数とは一致しない。



② 身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）

部位別では、肢体不自由が48,718人(50.3%)と最も多く、次いで内部障がい30,835人(31.8%)、聴覚・平衡機能障がい9,606人(9.9%)、視覚障がい6,885人(7.1%)、音声・言語・そしゃく機能障がい845人(0.9%)の順となっています。

部位別の伸びでは、平成15年度から25年度までの10年間で、内部障がいが増加の22.7%と大きく伸びており、次いで肢体不自由が9.4%の増加となっています。



(2) 知的障がい者

① 療育手帳所持者数（障がい程度別・年齢別）

療育手帳を所持している人は、平成25年度末現在16,859人で、平成15年度から25年度までの10年間で4,937人(41.4%)増加しています。

程度別では、重度(A1・A2)が6,903人、中軽度(B1・B2)が9,956人で、10年前(平成15年度末時点)と比較して、重度が18.7%(1,089人)、中軽度が63.0%(3,848人)の増加となっています。

また、年齢別では、18歳未満の障がい児が10年前と比較すると1,718人(64.1%)増えており、知的障がい児の数が年々増加しています。併せて、65歳以上の高齢者が占める割合が、4年前(平成21年度末時点)は9.5%であったのに対し、平成25年度末には10.2%となっており、知的障がい者の高齢化が進んでいます。

【療育手帳所持者数】

(各年度末現在、単位：人)

		H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
					構成比	人数	増加率
総数		11,922	14,096	16,859	100.0%	4,937	41.4%
程度別	重度（A1・A2）	5,814	6,509	6,903	40.9%	1,089	18.7%
	中・軽度（B1・B2）	6,108	7,587	9,956	59.1%	3,848	63.0%
年齢別	18歳未満	2,682	3,649	4,400	26.1%	751	20.6%
	18歳以上65歳未満	9,240	(※) 9,605	10,741	63.7%	1,136	11.8%
	65歳以上		1,395	1,718	10.2%	323	23.2%

(※)平成21年度以降のデータしかないため、平成21年度のデータを記載。「年齢別」の増減はH21-H25までの4年間

(3) 精神障がい者

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい等級別・年齢別）

精神障害者保健福祉手帳を所持している人は、平成25年度末現在14,738人で、平成15年度から25年度までの10年間で6,149人（71.6%）増加しています。

等級別では、1級が3,800人、2級が9,445人、3級が1,493人で、10年前（平成15年度末時点）と比較して、1級が4.6%の増加、2級は約2倍、3級は約4.5倍と大きく増加しています。

また、年齢別では、65歳以上の高齢者が占める割合が、8年前（平成17年度末時点）は22.1%であったのに対し、平成25年度末には23.7%となっており、精神障がい者の高齢化が進んでいます。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

(各年度末現在、単位：人)

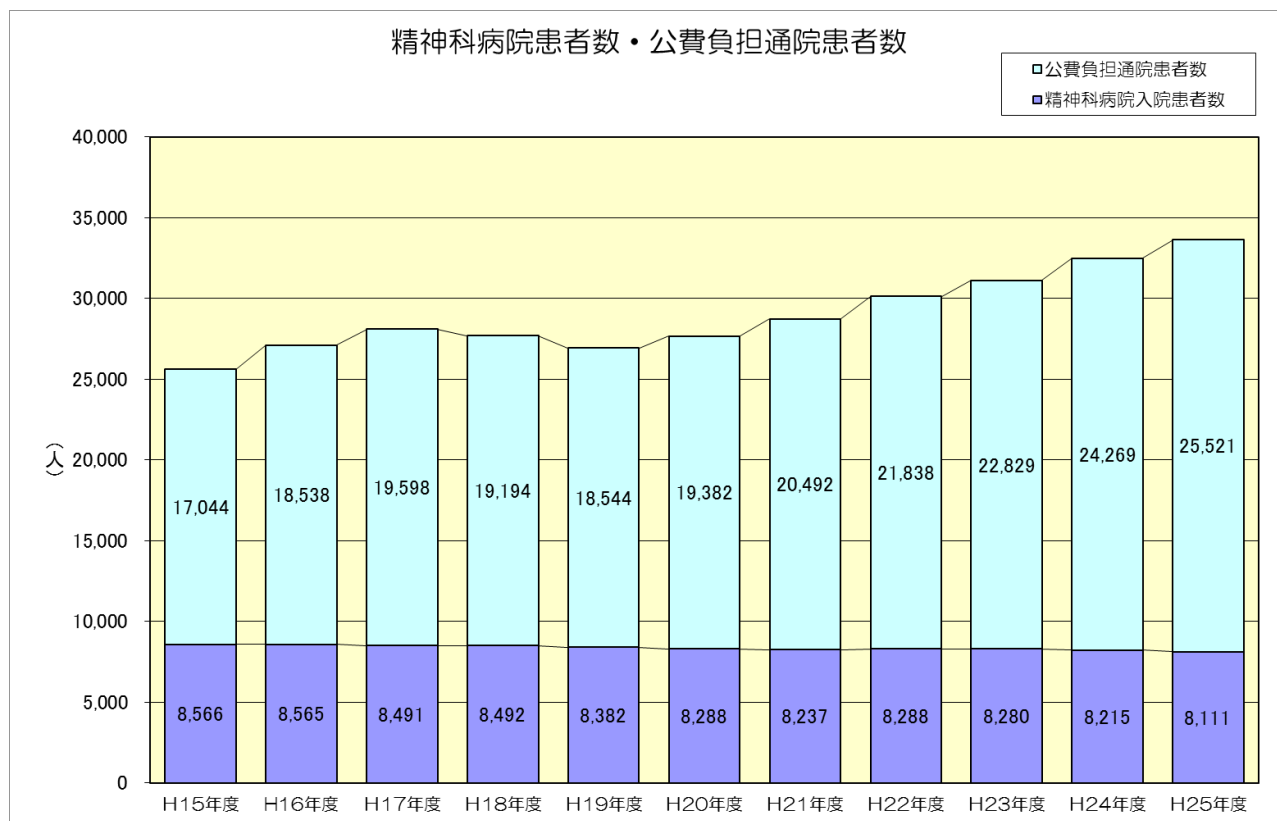
		H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
					構成比	人数	増加率
総数		8,589	10,945	14,738	100.0%	6,149	71.6%
等級別	1級	3,633	3,850	3,800	25.8%	167	4.6%
	2級	4,624	6,587	9,445	64.1%	4,821	104.3%
	3級	332	508	1,493	10.1%	1,161	349.7%
年齢別	18歳未満	22	24	115	0.8%	93	422.7%
	18歳以上65歳未満	(※) 7,347	8,387	11,136	75.5%	3,789	51.6%
	65歳以上	2,085	2,534	3,487	23.7%	1,402	67.2%

(※)平成17年度以降のデータしかないため、平成17年度のデータを記載。「年齢別」の増減はH17-H25までの8年間

② 通院医療費公費負担受給者数

精神科病院入院患者数はこの10年減少を続けており、通院医療費の公費負担を受給している通院患者数は、平成20年度以降増加傾向にあります。

【精神科病院入院患者数・公費負担通院患者数】



（「精神科病院入院患者数」は各年度6月末現在、「公費負担通院患者数」は各年度末現在、単位：人）

	H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15-H25）		
				構成比	人数	増加率
総数	25,610	27,670	33,632	100.0%	8,022	31.3%
精神科病院入院患者数	8,566	8,288	8,111	24.1%	△ 455	△ 5.3%
公費負担通院患者数	17,044	19,382	25,521	75.9%	8,477	49.7%

(4) 発達障がい児（者）

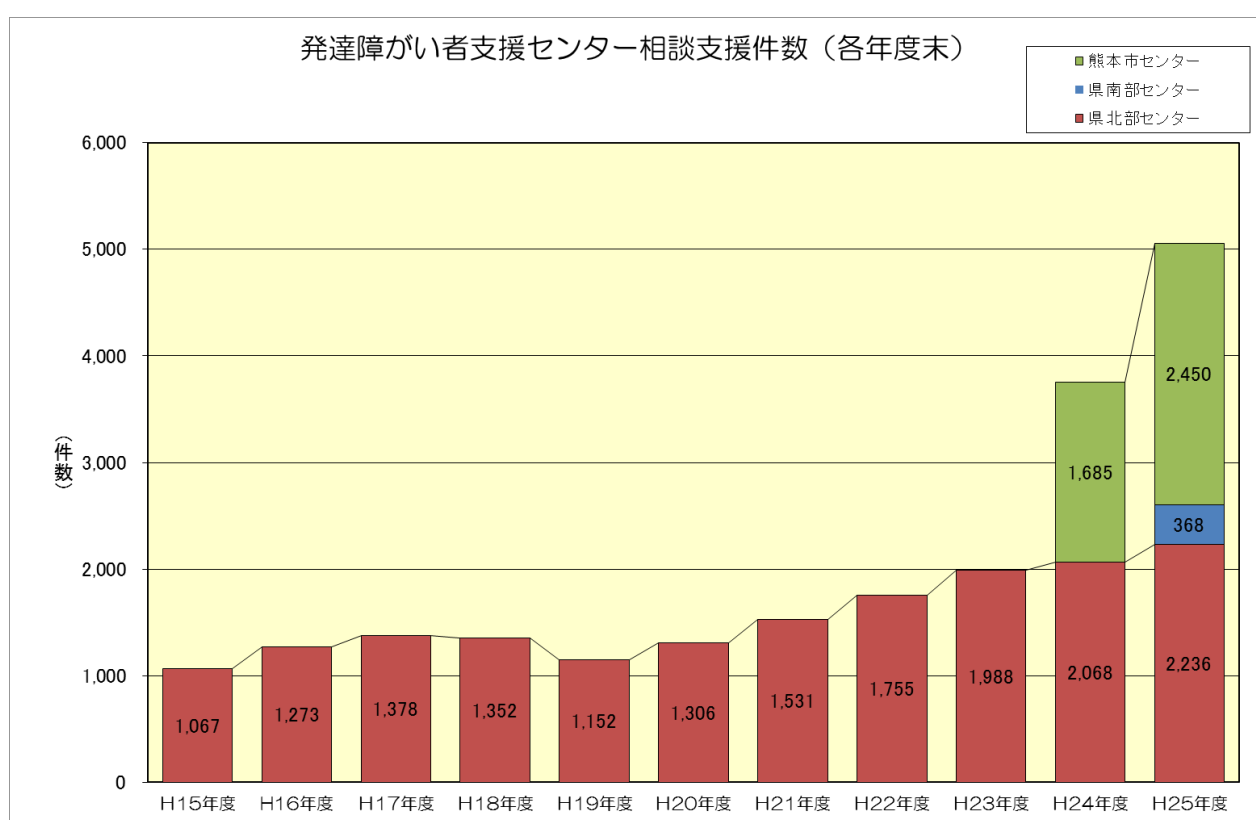
発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害（PDD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と規定され、日常生活又は社会生活に制限がある場合もあり、円滑な社会適応に向け

た援助が必要な障がいとされています。

文部科学省が平成24年に実施した全国調査によると、公立の小・中学校の通常学級に在籍している児童生徒のうち発達障がいの可能性のある児童生徒の割合は約6.5%であり、また、熊本県の調査では、発達障がいのある児童生徒が多く学ぶ県内の自閉症・情緒障害児学級の児童生徒数がこの10年間で約6倍に増加しています。

同様に、県内の発達障がい者支援センターの相談支援件数は、平成15年度には1,067件であったのが、平成25年度には5,054件となり、10年間で約4.7倍に増加しています。

【県内の発達障がい者支援センター相談支援件数】



（各年度末現在、単位：件数）

	H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15－H25）	
				件数	増加率
総数	1,067	1,306	5,054	3,987	373.7%
熊本県北部発達障がい者支援センター （H14年10月設置）	1,067	1,306	2,236	1,169	—
熊本県南部発達障がい者支援センター （H25年10月設置）	—	—	368	368	—
熊本市発達障がい者支援センター （H24年4月設置）	—	—	2,450	2,450	—

(5) 重症心身障がい児（者）

「重症心身障がい」とは、重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を言います。

熊本県と熊本市が平成25年度に実施した調査では、県内の重症心身障がい児（者）の数（※）は1,338人です。

（※） 身体障害者手帳1級もしくは2級（ただし肢体不自由に限る。）と、療育手帳A1もしくはA2を併せ持つ人の合計。

【重症心身障がい児（者）数】

（H25.8.1現在）

	人数	構成比
総数	1,338	100.0%
18歳未満	389	29.1%
18歳以上	949	70.9%

(6) 強度行動障がい

「強度行動障がい」とは、直接的他害（噛みつき、頭突き等）や間接的 he 害（睡眠の乱れ、固執・執着行動等）、自傷行為等が著しい頻度と形態で現れ、自他双方の安全がおびやかされる状況が継続している状態を言います。

熊本県が平成25年度に実施した調査では、県内の入所施設及び通所サービス事業所等に調査票を送付し、480人の回答を得ました。

【強度行動障がいに関する実態調査回答数】

（H25.9.1現在、単位：人）

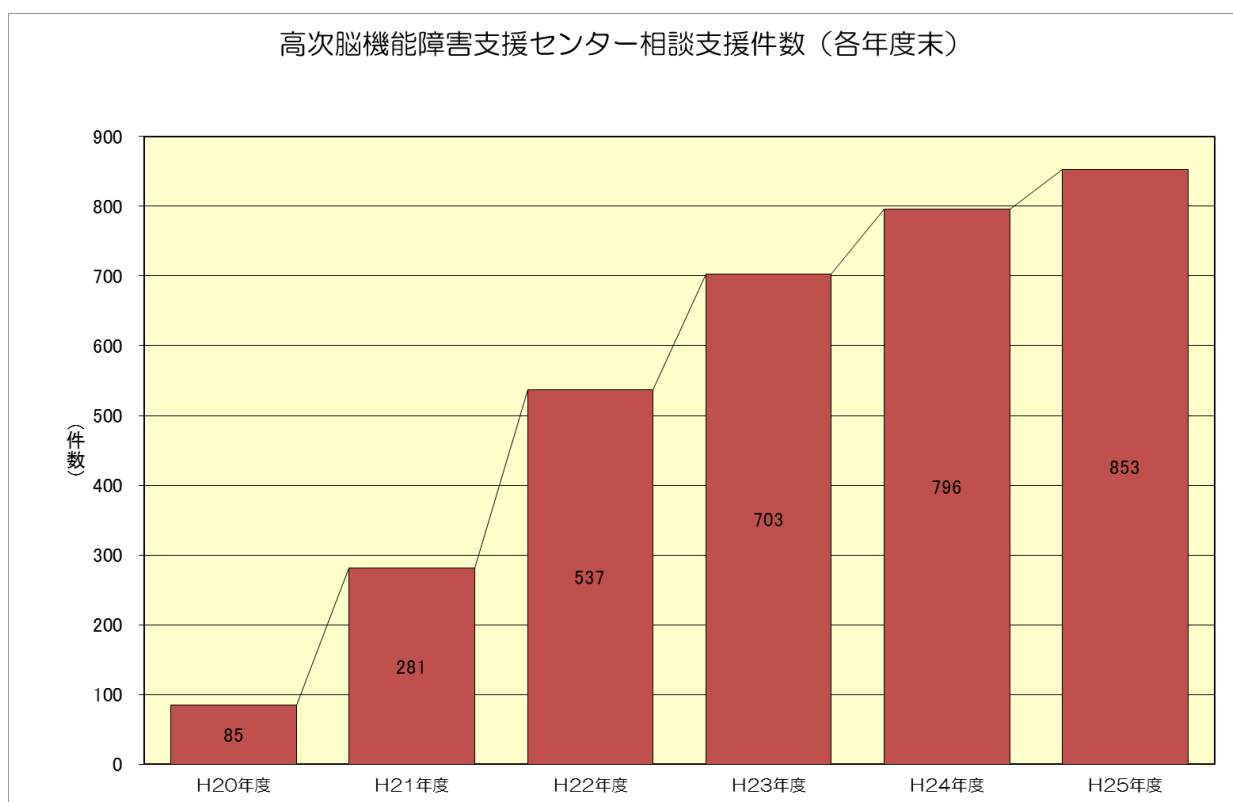
	人数	構成比
総数	480	100.0%
18歳未満	28	5.8%
18歳以上	452	94.2%

(7) 高次脳機能障がい者

「高次脳機能障がい」とは、交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態を言いますが、症状の内容や程度は多様であることから、障がい者の数の把握はできていません。

熊本県高次脳機能障害支援センターの相談支援件数は、平成20年度には85件（10か月間）であったのが、平成25年度には853件となり、5年間で約10倍に増加しています。

【高次脳機能障害支援センター相談支援件数】



（各年度末現在、単位：件数）

	H20年度	H25年度	5年間増減（H20－H25）	
			件数	増加率
熊本県高次脳機能障害支援センター （H20年7月設置）	85	853	768	903.5%

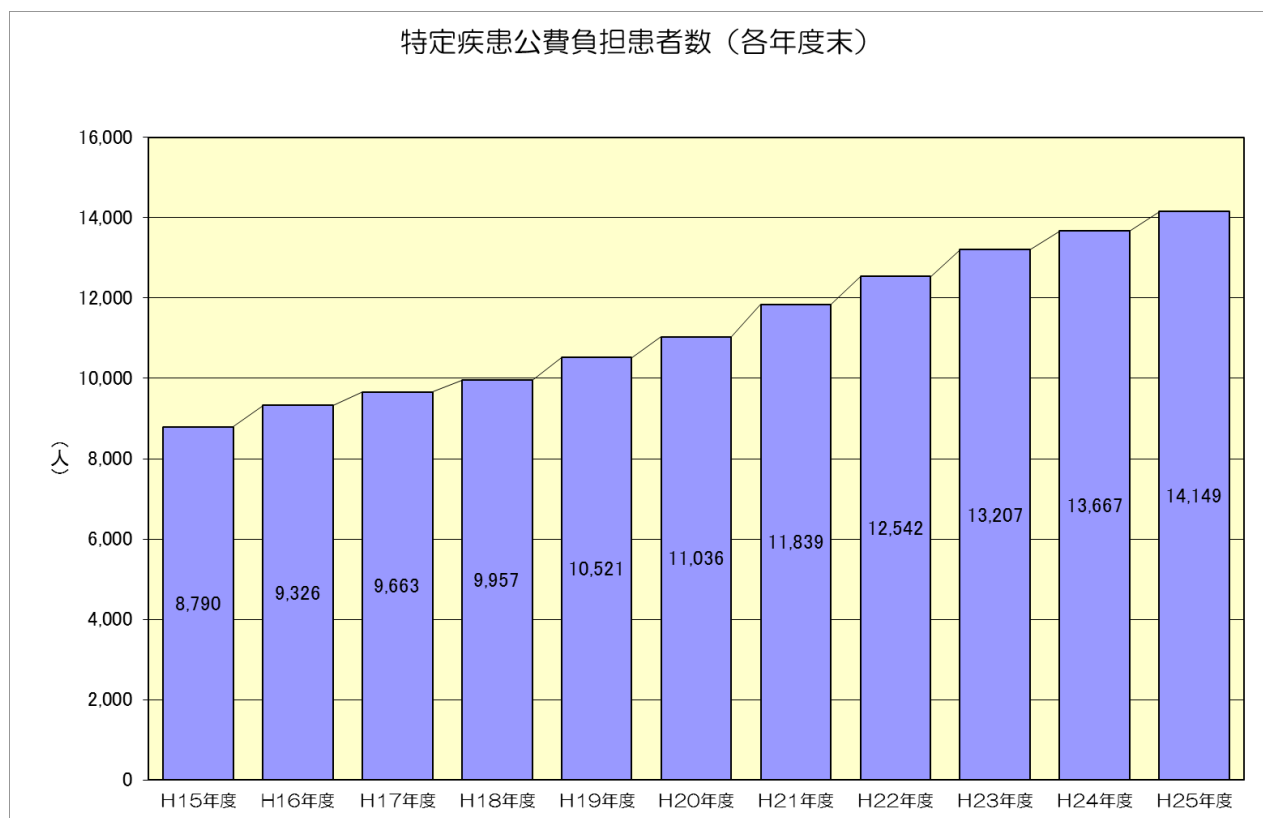
(8) 難病

「難病」とは、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、疾病にかかることにより長期にわたり療養が必要となる状態を言います。

特定疾患公費負担患者数（医療費の公費負担対象である疾病に限る。）は、平成25年度末現在14,149人（56疾病）で、平成15年度（45疾病）から25年度までの10年間で5,359人（61.0%）増加しています。

今後は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が平成27年1月に施行され、医療費の公費負担対象疾病数が平成27年夏頃には約300疾病となることから、患者数は大幅に増加する見込みです。

【特定疾患公費負担患者数】



（各年度末現在、単位：人）

	H15年度	H20年度	H25年度	10年間増減（H15－H25）	
				人数	増加率
総数	8,790	11,036	14,149	5,359	61.0%

【疾病別特定疾患公費負担患者数（平成25年度末）】

疾病番号	疾患名	患者数	疾病番号	疾患名	患者数
01	パーチェット病	292	29	膿疱性乾癬	25
02	多発性硬化症	241	30	広範脊柱管狭窄症	50
03	重症筋無力症	311	31	原発性胆汁性肝硬変	323
04	全身性エリテマトーデス	928	32	重症急性膵炎	20
05	スモン	18	33	特発性大腿骨頭壊死症	275
06	再生不良性貧血	166	34	混合性結合組織病	179
07	サルコイドーシス	365	35	原発性免疫不全症候群	20
08	筋萎縮性側索硬化症	163	36	特発性間質性肺炎	116
09	強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎	850	37	網膜色素変性症	518
10	特発性血小板減少性紫斑病	405	38	プリオン病	6
11	結節性動脈周囲炎	220	39	肺動脈性肺高血圧症	64
12	潰瘍性大腸炎	2,488	40	神経線維腫症Ⅰ型／神経線維腫症Ⅱ型	89
13	大動脈炎症候群	74	41	亜急性硬化性全脳炎	3
14	ピュルガー病（パージャール病）	101	42	バット・キアリ（Budd-Chiari）症候群	2
15	天疱瘡	70	43	慢性血栓性肺高血圧症	36
16	脊髄小脳変性症	542	44	ライソゾーム病	15
17	クローン病	680	45	副腎白質ジストロフィー	5
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	6	46	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	0
19	悪性関節リウマチ	71	47	脊髄性筋萎縮症	18
20	パーキンソン病関連疾患	2,039	48	球脊髄性筋萎縮症	18
21	アミロイドーシス	46	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	51
22	後縦靭帯骨化症	597	50	肥大型心筋症	144
23	ハンチントン病	8	51	拘束型心筋症	1
24	モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	227	52	ミトコンドリア病	18
25	ウェゲナー肉芽腫症	28	53	リンパ管筋腫症（LAM）	12
26	特発性拡張型（うっ血型）心筋症	647	54	重症多形滲出性紅斑（急性期）	0
27	多系統萎縮症	201	55	黄色靭帯骨化症	45
28	表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）	3	56	間脳下垂体機能障害	309
				合計	14,149

V 意見聴取結果

(1) 障がい者施策に関するアンケート調査結果

今後の障がい者施策を推進するうえで、障がいのある人の日常生活や社会生活の実態やニーズ等を把握するために、アンケート調査を実施しました。

【調査の概要】

県内の障がいのある人（身体、知的、精神、難病）に障がい者団体・市町村を通して調査票を送付。

●実施時期：平成26年6月～7月

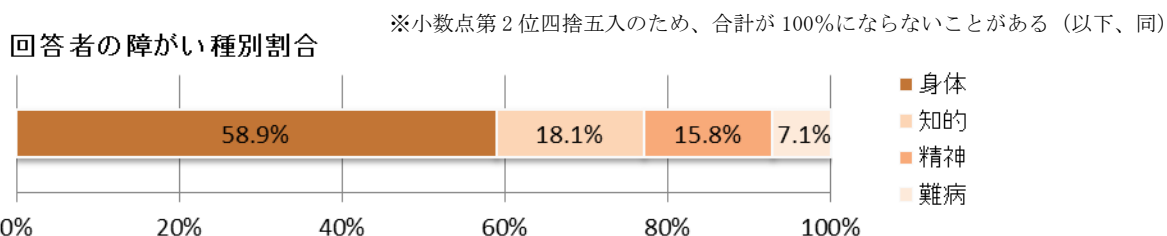
●調査対象者：1,402人

（県内の障害者手帳所持者の約1%及び特定疾患受給者証所持者112人）

●調査回答者：1,010人（回収率：72.0%）

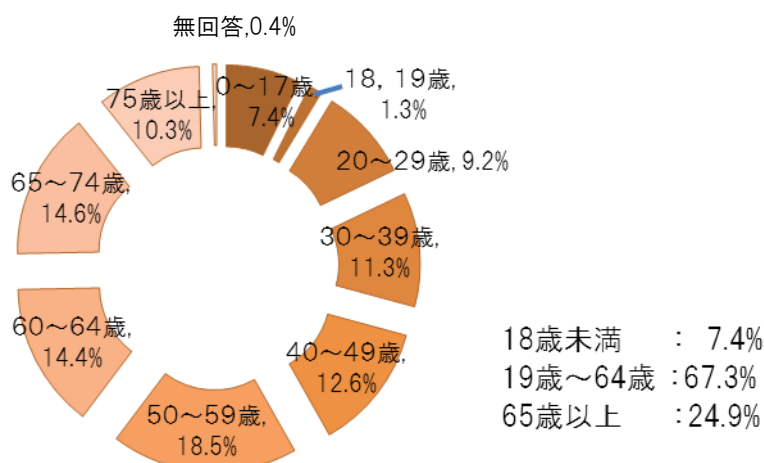
[回答者内訳]

◆障がい種別 身体595人（58.9%）、知的183人（18.1%）、
精神160人（15.8%）、難病72人（7.1%）



◆回答者別 本人628人（62.2%）、本人以外377人（37.3%）、
不明5人（0.5%）

◆年齢構成

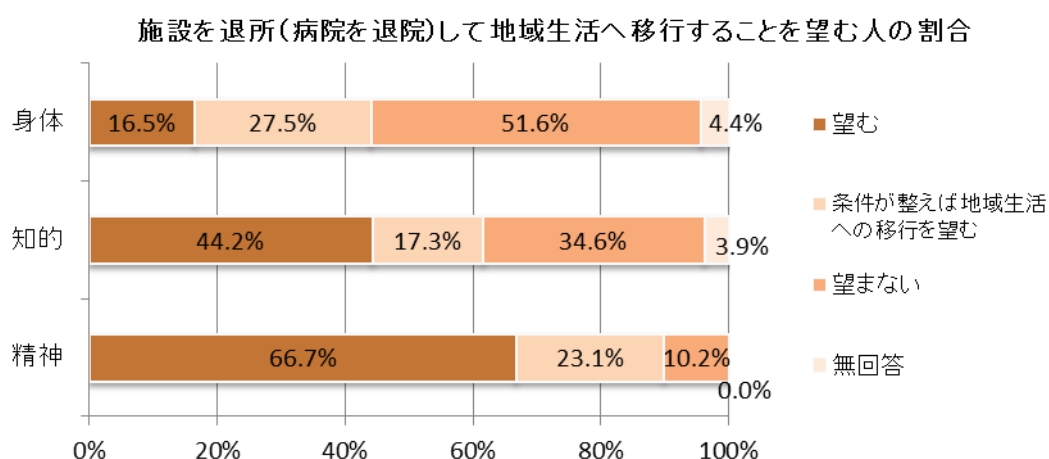


【調査結果】

調査結果は、分野別施策の構成に沿ってまとめています。(アンケート調査の設問の順番とは若干異なります。また、難病と精神については、設問によっては該当者が数名のため、障がい種別ごとの結果を記載していないものもあります。)

(1) 日常生活について

- 施設に入所又は病院に入院している人に地域生活への移行を望むか尋ねたところ、「望む」もしくは「条件を整えば地域生活への移行を望む」と回答した人の割合は、身体では44.0%〔平成22年度に実施した前回調査42.4%〕、知的では61.5%〔同59.4%〕、精神では89.8%〔同79.4%〕と、いずれも前回調査と比べて高くなっています。



- 地域生活への移行を望む人（「条件を整えば地域生活への移行を望む」と回答した人を含む）に、在宅で生活するために必要と思う条件を挙げてもらいました。

回答が多かった上位3項目は、

- ① 家事（料理、掃除、洗濯等）の支援がなされること（61.1%）
- ② 外出（買い物、通院等）時の付き添いがあること（46.3%）
- ③ 手当・年金制度が充実していること（45.4%） となっています。

※参考：前回調査

- ① 家事（料理、掃除、洗濯等）の支援がなされること〔60.2%〕
- ② 医療的ケアが受けられること〔56.1%〕
- ③ 手当・年金制度が充実していること〔55.3%〕

なお、障がい種別ごとの上位3項目は、次のとおりです。

	身体	知的	精神
①	家事の支援がなされること (75.0%)	家事の支援がなされること (56.3%)	家事の支援がなされること (48.6%)
②	身辺介助の支援がなされること 外出時の付き添いがあること 医療的ケアが受けられること (いずれも 65.0%)	金銭管理に関する支援がなされること (43.8%)	外出時の付き添いがあること 手当・年金制度が充実していること (いずれも 37.1%)
③	—	家族又は同居人がいること (40.6%)	—

- 在宅の人が「身のまわりのことで困っていること」について、今回の調査では、障がい者（18歳以上）と障がい児（18歳未満）に設問を分けてお尋ねしました。

<障がい者>

障がい種別ごとに、最も多かった回答は次のとおりで、前回調査と同じでした。

[身体] 外出（買い物、通院等）(21.3%) [前回調査 24.1%]

[知的] 外出（買い物、通院等）、まわりの人との会話（意思疎通）
(いずれも 25.6%) [同いずれも 30.4%]

[精神] 生活費の工面 (29.2%) [同 37.8%]

[難病] 生活費の工面 (12.9%)

<障がい児>

身体 (78.3%)、知的 (70.7%) とともに、「将来について」が最も多い項目でした。

続いて、「まわりの人との会話（意思疎通）」、「障がいや病気等についてのこと」となっています。

- 将来に対する不安、悩みで多かったものは、

① 健康面の不安 (49.4%)

② 生活費の面での不安 (40.5%)

③ 介護に対する不安 (23.9%)

となっています。

※参考：前回調査

① 健康面での不安 [53.8%]

② 生活費の面での不安 [40.8%]

③ 仕事に対する不安 [26.3%]

不安、悩みの上位2項目はいずれの障がいにおいても共通ですが、3番目は、

[身体] 介護に対する不安 (26.6%)

[知的] 対人関係（友人・仲間・異性・近隣等）に対する不安 (27.9%)

[精神] 仕事に対する不安 (36.3%)

[難病] 仕事に対する不安 (18.1%)

となっています。

- 困ったときに相談できる人、窓口として多かったものは次のとおりで、前回調査と同じでした。

- ① 家族・親族 (66.9%) [前回調査 71.9%]
- ② 入所・通所している施設のスタッフ (36.4%) [同調査 40.9%]
- ③ 友人・知人 (27.6%) [同調査 26.6%]

なお、「入院・通院している病院のスタッフ」が、精神では2番目 (48.8%)、難病では3番目 (12.5%) に多くの回答がありました。

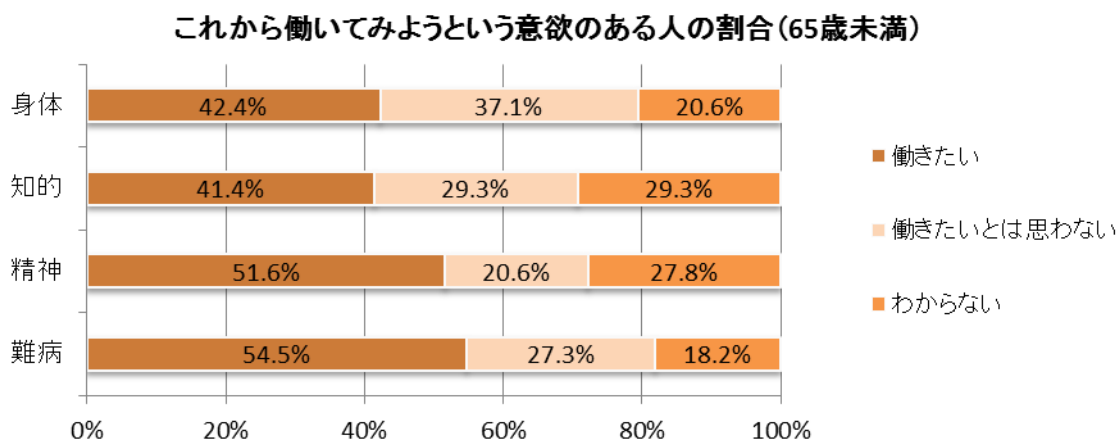
- 障害福祉サービスの利用状況、その満足度等についてお尋ねしました。

	「満足している」割合が高かったサービス	「満足していない」割合が高かったサービス	
			主な理由
①	児童発達支援 (81.3%)	同行援護や行動援護 (26.9%)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数が少ない ・利用時間に地域格差がある ・家族と同居の場合の制限が厳しすぎであり、実態に即していない
②	生活介護 就労移行支援や就労継続支援 (いずれも 72.7%)	移動支援 (24.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市町村とのサービス格差がある ・支給量を増やして欲しい。親が高齢化したとき、子どもは一人では出られない ・利用幅を広げ、通所時や、映画や買い物等でも利用できるようになるとよい
③	—	日常生活用具の給付、貸与 (21.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐用年数の設定が長いため、次の購入申請を短期間のうちにできるように改善して欲しい ・修理等について、実態に合わせて判断して欲しい

(2) 社会生活について

- 65歳未満で現在働いていない人のうち、これから働きたいと回答した人の割合は、身体 42.4% [前回調査 37.1%]、知的 41.4% [同 41.3%]、精神 51.6% [同 48.1%]、難病 54.5% であり、特に難病の人と精神障がいのある人の就労への意欲が高くなっています。

また、身体と精神では、これから働きたいという意欲のある人の割合が、前回調査より多くなっています。



■ 働くにあたって充実させて欲しいこととして回答が多かった上位3項目は、次のとおりです。(この設問は、就労の有無に関係なく回答してもらいました。)

前回調査と順位の変動はありましたが、働くにあたって重視することは同じでした。

- ① 周囲が自分を理解してくれること (35.8%) [前回調査1位、58.6%]
- ② 障がいにあった職種・業務であること (33.5%) [同3位、52.4%]
- ③ 給料が保障されること (27.0%) [同2位、52.7%]

なお、障がい種別ごとの上位3項目は次のとおりです。

知的と精神は職場によい指導者がいること、難病は勤務時間の調整ができることなどが求められています。

	身体	知的	精神	難病
①	障がいにあった職種・業務であること (33.3%)	周囲が自分を理解してくれること (49.7%)	職場によい指導者がいること (41.3%)	勤務時間が調整できること (26.4%)
②	周囲が自分を理解してくれること (31.9%)	職場によい指導者がいること (42.6%)	給料が保障されること 周囲が自分を理解してくれること (いずれも40.6%)	周囲が自分を理解してくれること (22.2%)
③	給料が保障されること (23.5%)	障がいにあった職種・業務であること (37.7%)	—	通院・リハビリテーションの時間がとれること (20.8%)

- 行政機関から知りたい情報として多かったものは次のとおりで、前回調査と同じでした。

- ① 福祉サービスの内容・利用方法に関する情報 (39.5%) [前回調査 50.1%]
- ② 福祉制度に関する情報 (30.8%) [同 47.6%]
- ③ 緊急時、災害時の対応に関する情報 (23.9%) [同 26.4%]

精神では、2番目に「住まい・暮らしに関する相談、情報提供窓口 (31.3%)」、3番目に「就労に関する相談、情報提供窓口 (30.6%)」という回答が多くなっています。

- 情報を入手したり、周りの人と会話をするうえで困ることとして多かったものは、

- ① 話をうまく伝えられない (20.6%)
- ② 話をうまく理解できない (14.9%)
- ③ わかりやすく説明してくれる人がいない (13.4%) となっています。

視覚障がいのある人では「音声表示が少ない (55.8%)」、聴覚障がいのある人では「文字情報が少ない (33.3%)」が最も多い回答でした。

(3) 生活環境について

- 第4期熊本県障がい者計画の期間中、東日本大震災や熊本広域大水害が発生したことを踏まえ、今回の調査では新たに「災害対策」についてお尋ねしました。

在宅の人が避難するにあたり心配なこととして多かったものは、

- ① ひとりでは避難できない (40.7%)
- ② 適切な避難場所や安全な避難経路がわからない (27.4%)
- ③ 迅速・正確な情報収集ができない (24.9%) となっています。

このほか、「避難支援をだれに求めていいかわからない」が、知的 (28.2%)、精神 (22.3%) では3番目に多い回答でした。

また、避難する際に支援をして欲しいと思う相手としては、「家族、親せき (66.5%)」、「地域の人 (自治会、自主防災組織、近隣等) (37.0%)」、「日ごろから接点のある団体 (福祉事業者、医療機関、障がい者団体、NPO等) (26.7%)」という順番でした。

なお、知的では、「日ごろから接点のある団体」が2番目に多い回答でした。

- 外出するときに不便を感じることであったものは、

- ① 歩道や建物に階段や段差が多い (34.9%)
- ② 障がい者用のトイレが少ない (18.9%)
- ③ 障がい者用の施設・設備はあるが、障がいのない人が使っており、使用できないことがある (18.5%) (*今回新規項目) となっています。

いずれの障がいにおいても、①がもっとも多い回答でした。

ほかにも、「障がい者用の駐車場が少ない（17.5%）」、「車いすで利用できる交通機関が少ない（15.2%）」といった回答も多く寄せられました。

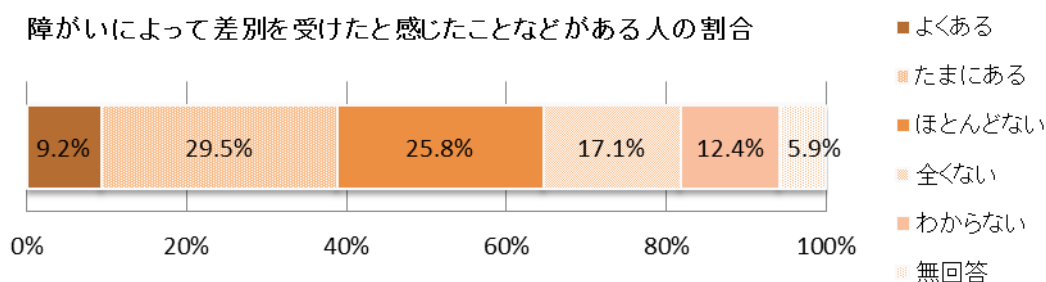
また、視覚障がいのある人で最も多い回答となったものは、「視覚障がい者用の信号機、点字ブロック等の設備が少ない（62.8%）」でした。

※参考：前回調査

- ① 歩道や公共の建物に階段や段差が多い [33.5%]
- ② 障がい者用のトイレが少ない [18.9%]
- ③ 障がい者用の駐車場が少ない [18.4%]

（４）権利擁護について

- 障がいによって差別を受けたと感じたこと、あるいは、いやな思いをしたことが「よくある」もしくは「たまにある」と答えた人の割合は、38.7%〔前回調査 40.7%〕でした。



障がい種別ごとに「よくある」「たまにある」と答えた人の割合は、次のとおりです。

[身体] 39.8% [前回 40.3%] [知的] 44.3% [前回 43.8%]

[精神] 38.1% [前回 36.1%] [難病] 16.7%

「差別を感じた」あるいは「いやな思いをした」場面としては、

- ① 建物や公共交通機関を利用した（利用しようとした）とき（28.6%）
- ② 仕事を探すとき、仕事場（職場環境）（27.9%）
- ③ 就学・進学するとき、学校（学校生活）（25.3%） が多くあげられました。

また、上記3項目のほか、「病院で医療行為を受けた（受けようとした）とき」が、難病で2番目、知的・精神で3番目に多い場面となっています。

障がいによって差別を受けたと感じたことなどがある人の約6割が、そのことについて相談をしています。相談した相手としては、多い順に「家族・親族（65.0%）」、「友人・知人（30.0%）」、「施設・病院のスタッフ（30.0%）」となっています。

【差別を受けたと感じた、いやな思いをした具体例】

- ・面と向かって「障がい者のくせに」と言われた
- ・車いすで移動をしていた時、「車いすっていいよね」と言われた
- ・容姿や行動等をジロジロ見られる。何度も振り向かれる
- ・買い物に行くと介助者のみに話しかけられ、疎外感を感じる
- ・映画館やプール、レストラン等で「周囲の方々への迷惑になる」と入場を断られた
- ・歯科、眼科、耳鼻科等バリアフリーでないところが多い
- ・保育園（幼稚園）に入所（入園）を依頼したが、拒否された
- ・障がい特性を理解してもらえない
- ・外見から障がいがあることが分からないため、必要な配慮してもらえない など

■ 成年後見制度の利用については、「利用する必要がない（40.7%）」と考えている人が最も多い回答でした。

一方で、「今後利用することも考えている」、「将来的には必要だと思う」といった記述がありました。

■ 「ともに生きる社会づくり」に向けた取組みとして必要と思うことは、

- ① スポーツや文化活動等を通じた障がいのある人と地域との交流（33.2%）
- ② 障がい福祉についての普及・啓発（33.0%）
- ③ 地域で誰もが気軽に集える場の整備（30.2%） となっています。

難病のみ、②と③の回答が一番多くなっています（回答数同数）。

※参考：前回調査

- ① スポーツや文化活動等を通じた障がい者と地域との交流 [39.7%]
- ② 障がい者の積極的な社会参加 [39.6%]
- ③ 障がい福祉についての普及・啓発 [38.8%]

（5）障がいのある子どものための施策について

■ 障がいのある子どもの保護者に「障がいのある子どもが暮らしやすくなるために必要と思うこと」について尋ねました。回答が多かった上位3項目は、

- ① 障がいのある子どものための通所サービスの充実（85.3%）
- ② 早期の障がい発見と支援の開始（82.7%）
- ③ 特別支援学校・特別支援学級の整備（80.0%） となっています。

※参考：前回調査

- ① 早期の障がい発見と支援の開始 [62.8%]
- ② 手当や年金制度の充実 [59.8%]
- ③ 身近な地域で相談支援が受けられる体制 [58.5%]

(6) 障がい者施策全般について

- 障がい者施策全般に対して望むこと、取り組んで欲しいことについて、障がい種別ごとの上位3項目は、次のとおりです。

	身体	知的	精神	難病
①	年金や手当等の充実 (49.6%)	年金や手当等の充実 (54.6%)	年金や手当等の充実 (57.5%)	年金や手当等の充実 (47.2%)
②	わかりやすい情報提供 (36.3%)	障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動 (52.5%)	就労の場の確保 (42.5%)	相談窓口の充実 (36.1%)
③	災害時の援護対策 (35.6%)	わかりやすい情報提供 災害時の援護対策 (いずれも 45.9%)	わかりやすい情報提供 (41.3%)	わかりやすい情報提供 災害時の援護対策 (いずれも 31.9%)

前回調査と比較してみると、いずれの障がい（難病を除く。）においても、①の項目は今回の調査と同じです。しかし、前回調査では②及び③の項目は次のとおりであり、精神の②を除き、すべて変動しています。

※参考：前回調査

- [身体] ① 年金や手当等の充実 [50.7%]
- ② 利用しやすい公共交通機関の整備 [44.7%]
- ③ わかりやすい情報提供 [41.3%]
- [知的] ① 年金や手当等の充実 [53.5%]
- ② 福祉施設の整備 [47.5%]
- ③ グループホーム・ケアホームの整備 [46.8%]
- [精神] ① 年金や手当等の充実 [62.1%]
- ② 就労の場の確保 [40.1%]
- ③ 利用しやすい公共交通機関の整備 [39.5%]

- ◆ 今後希望するサービスや国・県・市町村に対する意見・要望等について、自由に記述してもらいました。分野別施策ごとにみると、次のとおりとなっています。(分野別に類型化できない意見は除いています。)

	項目	主な内容
①	地域生活支援 (94件)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活においては、地域生活への移行を望む人が多く、グループホームの増設や障害福祉サービスの充実を求める。 ショートステイができる施設を増やして欲しい。(重度障がいがある人の保護者の意見)
②	保健・医療 (21件)	<ul style="list-style-type: none"> 療育サービスの充実や、親亡き後が心配されるため安心して利用できる福祉・医療の充実を求める。 早期発見、早期療育を求める。
③	教育、文化芸術活動・スポーツ (34件)	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の中に、障がいのある人への正しい理解を深めるための機会を増やして欲しい。
④	雇用・就業、経済的自立の支援 (48件)	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において、生活費の面で不安を抱いている人が多く、年金制度や各種手当制度など所得保障の充実を求める。 障がいのある人が働ける職場を増やして欲しい。
⑤	情報アクセシビリティ (16件)	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・コミュニケーションを支援する用具充実を求める。(視覚障がい、聴覚障がいのある人の意見)
⑥	安心・安全 (27件)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に不安がある。具体的な避難方法が分かっていると安心できる。
⑦	生活環境 (27件)	<ul style="list-style-type: none"> 社会生活において、外出時に不便を感じている人が多く、障がい者用のトイレや駐車場の整備、公共施設のバリアフリーを求める。
⑧	差別の解消及び権利擁護の推進 (29件)	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人もない人も安心して暮らせるよう、障がいに対する理解を深める取組みを進めて欲しい。 差別や偏見のない社会を築いて欲しい。

(2) 重症心身障がい児（者）生活調査結果

今後の重症心身障がい児（者）に対する適切な支援策の在り方を検討するうえで、在宅の重症心身障がい児（者）とその家族の生活実態や障害福祉サービスの利用状況等を把握するために、調査を実施しました。

【調査の概要】

県内（熊本市を除く。）の在宅の重症心身障がい児（者）に調査票を送付。

●実施時期：平成25年9月～10月

●調査対象者：444人

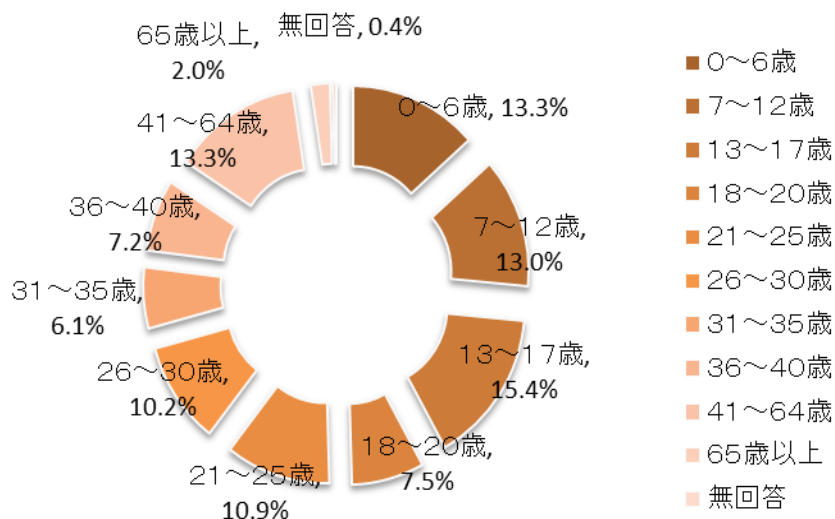
（身体障害者手帳1級もしくは2級（ただし肢体不自由に限る。）と、療育手帳A1もしくはA2を併せ持つ人）

●調査回答者：293人（回収率：66.0%）

[回答者内訳]

◆回答者別 母親233人（79.5%）、父親32人（10.9%）、兄弟姉妹10人（3.4%）、その他14人（4.8%）、不明4人（1.4%）

◆年齢構成



【調査結果】

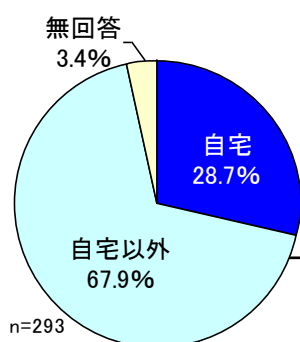
以下、調査結果の概要を抜粋して掲載します。

(1) 重症心身障がい児（者）の現状について

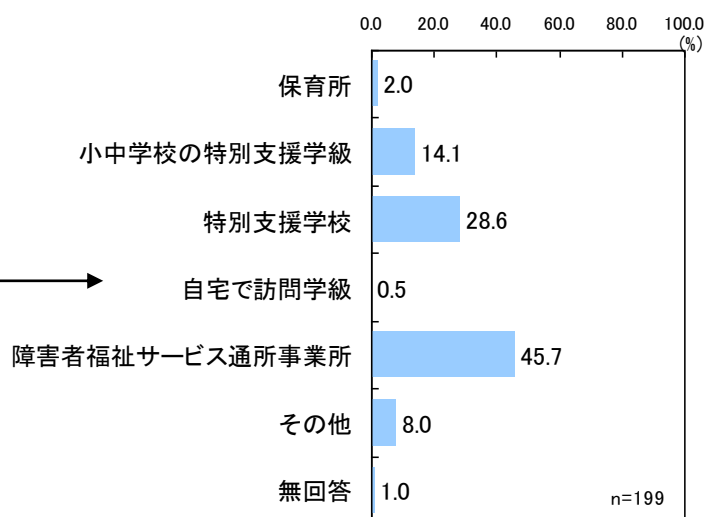
- 「平日の日中の主な生活の場」について尋ねたところ、「自宅以外」の199人(67.9%)が最も多く、これに「自宅」の84人(28.7%)が続いています。

また、「自宅以外」の生活の場の内容をみると、「障害福祉サービス通所事業所」の91人(45.7%)が最も多く、以下「特別支援学校」の57人(28.6%)、「小中学校の特別支援学級」の28人(14.1%)の順で割合が高くなっています。

<日中の主な生活の場>

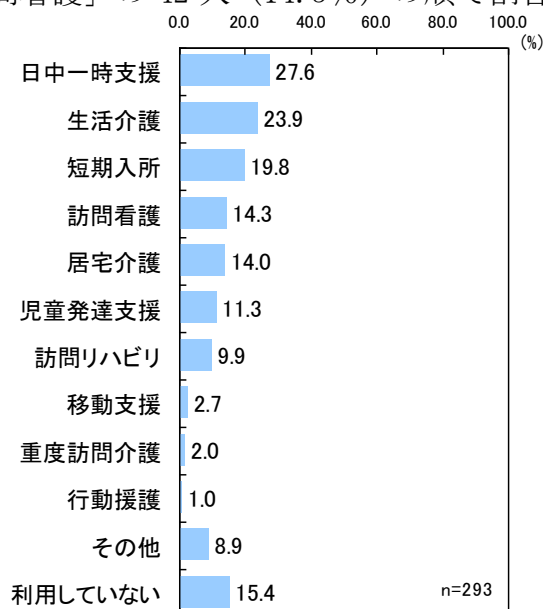


<自宅以外の生活の場>

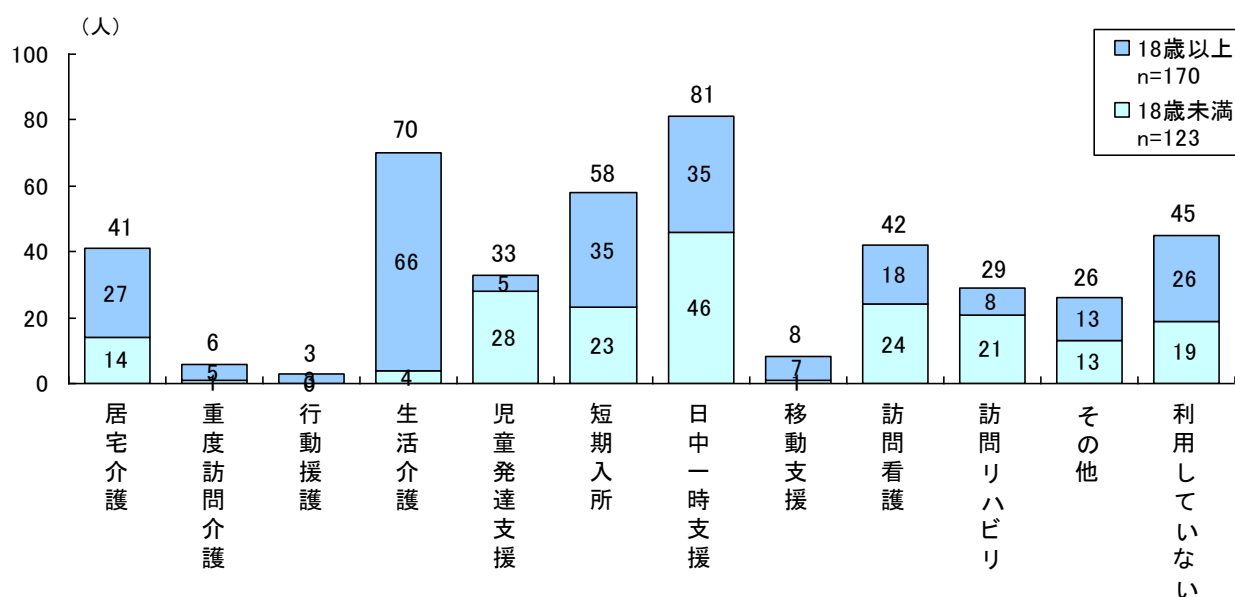


- 障害福祉サービス等の利用状況(平成25年6月時点)について尋ねたところ、「日中一時支援」の81人(27.6%)が最も多く、以下、「生活介護」の70人(23.9%)、「利用していない」の45人(15.4%)、「訪問看護」の42人(14.3%)の順で割合が高くなっています。

<全体>



＜障がい児（18歳未満）・障がい者（18歳以上）別＞

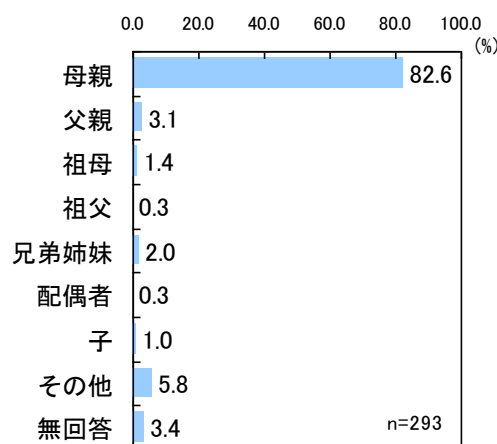


(2) 家族・介護者の状況等について

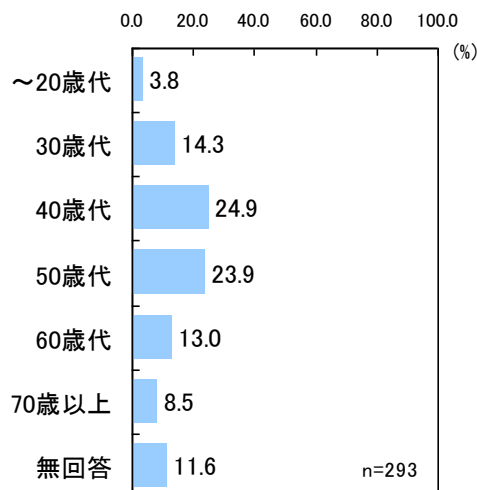
■ 主として介護・看護を行う人について尋ねました。

主な介護・看護者としては、「母親」の242人(82.6%)が最も多く、障がい児・者別にみると、18歳未満の障がい児では「母親」の割合が18歳以上の障がい者と比べ18.8ポイント高くなっています。

＜主な介護・看護者＞

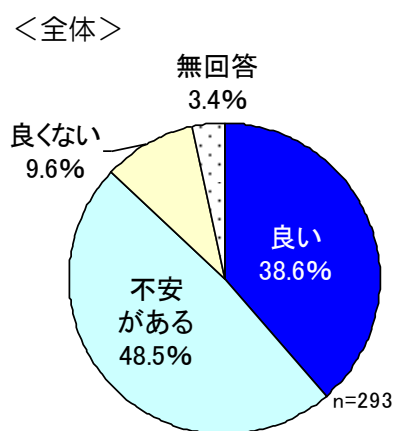


＜主な介護・看護者の年齢＞



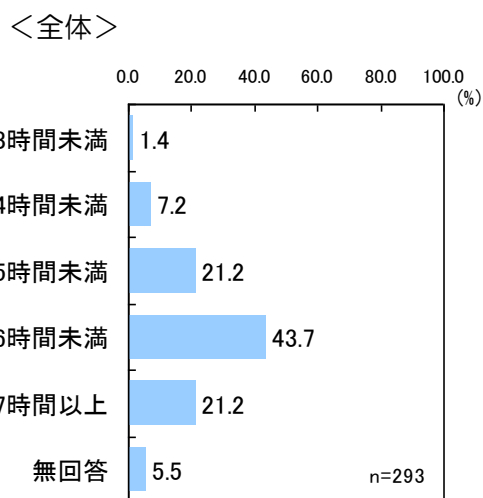
主な介護・看護者の年齢をみると、「40歳代」の73人(24.9%)が最も多く、これに「50歳代」の70人(23.9%)が続いています。

- 主な介護・看護者の健康状態を尋ねたところ、「不安がある」の142人（48.5%）が最も多く、これに「良い」の113人（38.6%）が続いています。

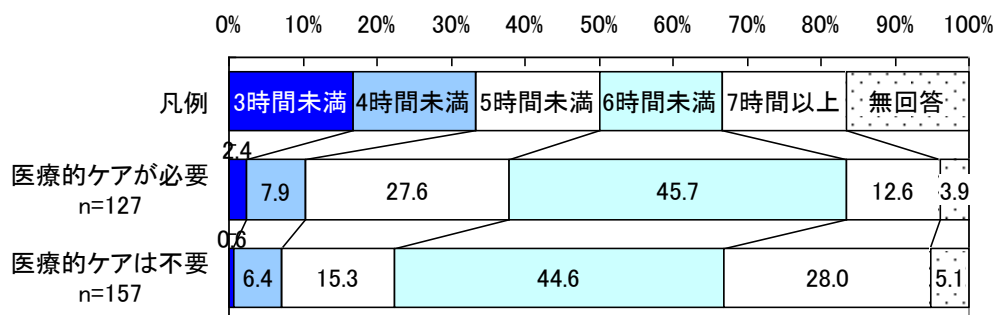


- 主な介護・看護者の睡眠時間を尋ねたところ、「6時間未満」の128人（43.7%）が最も多く、これに「5時間未満」と「7時間以上」の62人（21.2%）が続いています。

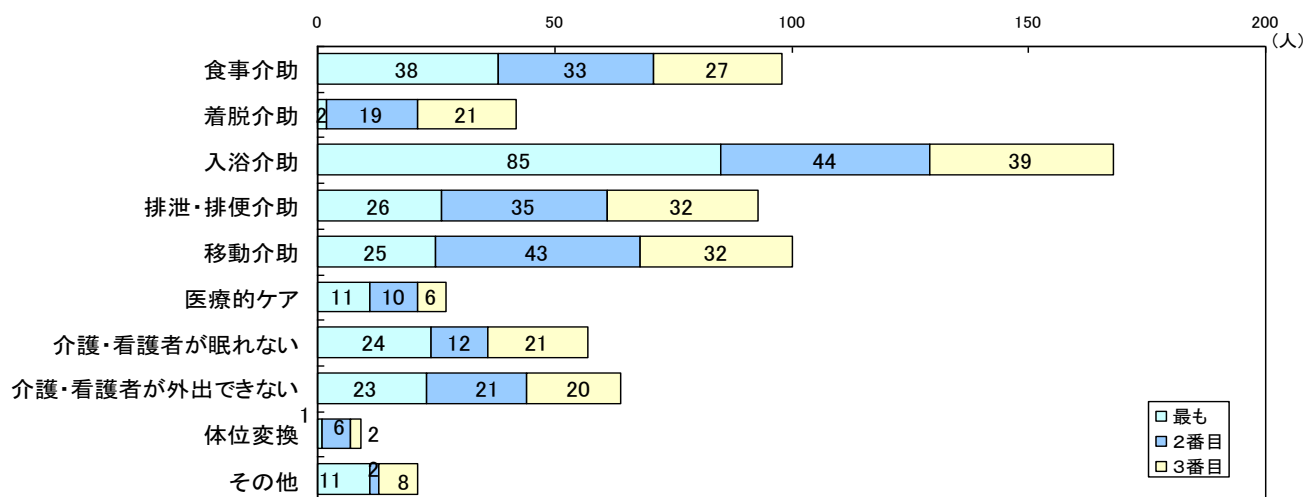
医療的ケアの有無別にみると、医療的ケアが必要な層では「5時間未満」の割合が医療的ケアが不要な層と比べ12.3ポイント高くなっています。



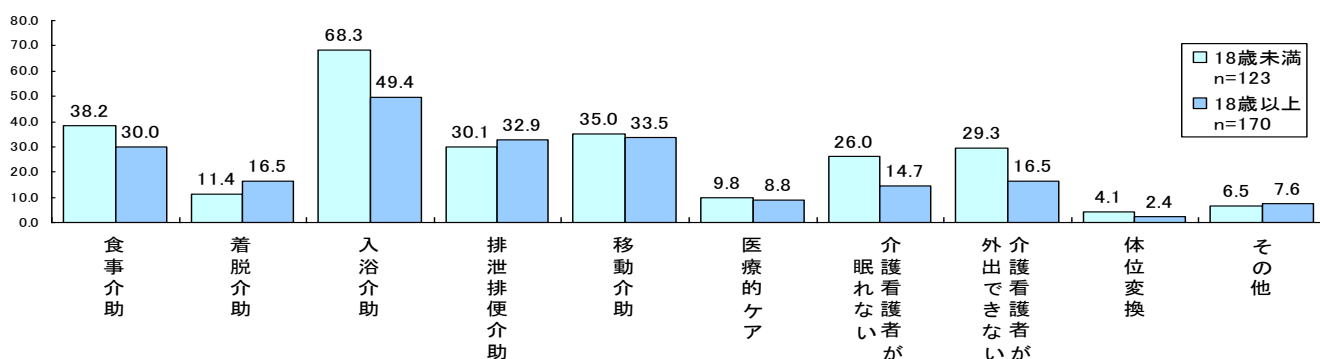
<医療的ケアの有無別>



- 主な介護・看護者が介護をするうえで負担だと感じていることについて尋ねたところ、最も負担に感じることとしては、「入浴介助」の85人（29.0%）が最も多く、これに「食事介助」の38人（13.0%）、「排泄・排便介助」の26人（8.9%）、「移動介助」の25人（8.5%）が続いています。これらの項目については、2番目に負担に感じること、3番目に負担に感じることも上位となっています。



障がい児・者別に負担に感じること（最も+2番目+3番目）をみると、18歳未満の障がい児では「入浴介助」、「介護看護者が眠れない」、「介護看護者が外出できない」の割合が、18歳以上の障がい者と比べ極めて高くなっています。

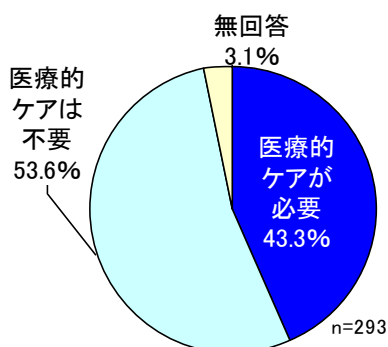


（3）在宅での医療的ケアの必要性について

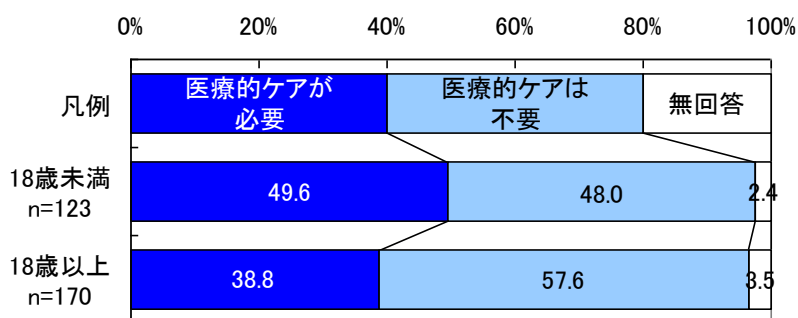
- 在宅での医療的ケアの必要性について尋ねたところ、「医療的ケアが必要」が127人（43.3%）、「医療的ケアは不要」が157人（53.6%）となっています。

障がい児・者別にみると、18歳未満の障がい児では「医療的ケアが必要」の割合が18歳以上の障がい者と比べ高くなっています。

<全体>

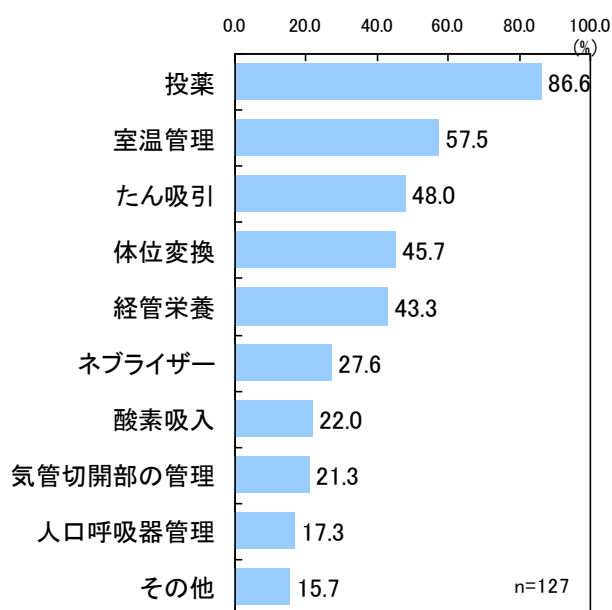


<障がい児（18歳未満）・障がい者（18歳以上）別>

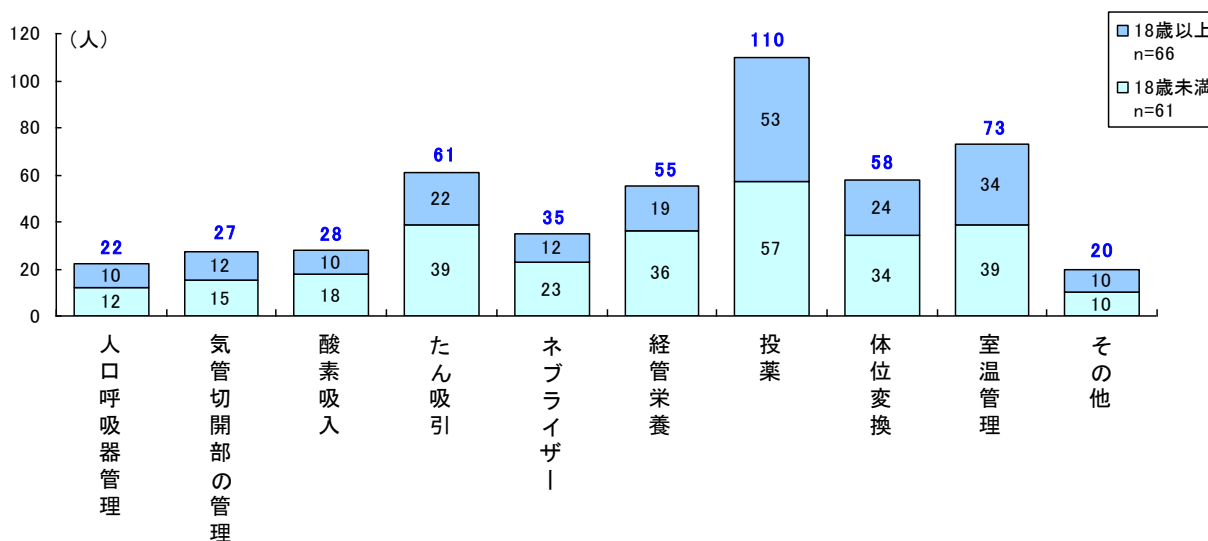


「医療的ケアが必要」な127人のケアの内容は、「投薬」が110人(86.6%)で最も多く、これに「室温管理」73人(57.5%)、「たん吸引」61人(48.0%)、「体位変換」58人(45.7%)、「経管栄養」55人(43.3%)が続いています。

<全体>

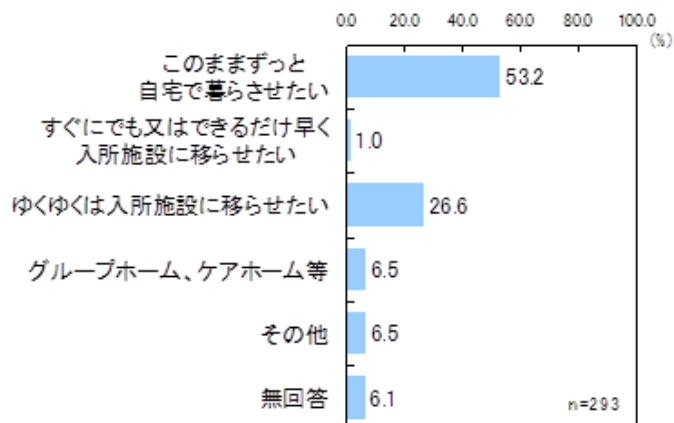


<障がい児（18歳未満）・障がい者（18歳以上）別>

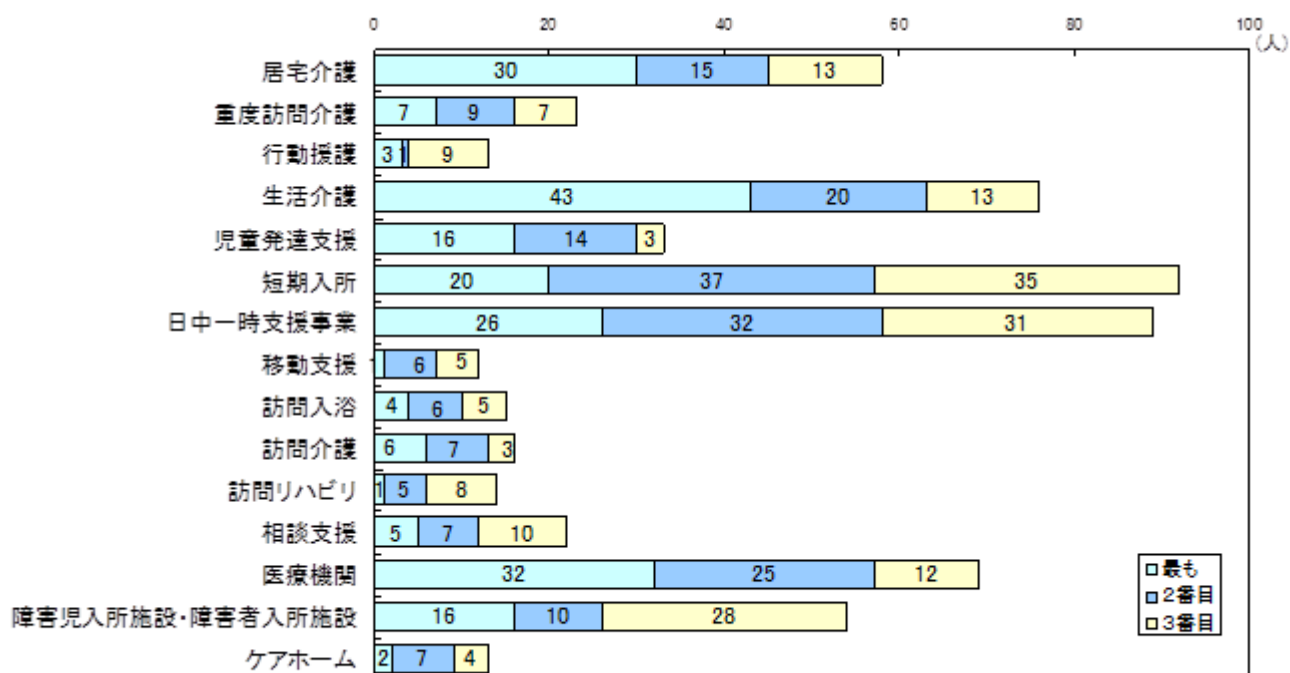


(4) 今後の生活に関する意向について

- 今後の本人の生活に関する意向について尋ねたところ、「このままずっと自宅で暮らさせたい」の156人(53.2%)が最も多く、これに「ゆくゆくは入所施設に移らせたい」の78人(26.6%)が続いています。



- 自宅生活を送るうえで必要とされるサービスの種類について尋ねたところ、選択率の高いサービスとしては、「短期入所」の92人(31.4%)が最も多く、これに「日中一時支援事業」89人(30.4%)、「生活介護」76人(25.9%)、「医療機関」69人(23.5%)が続いています。



(3) 強度行動障がいに関する実態調査結果

強度行動障がいのある人への適切な支援策の在り方を検討するうえで、施設入所及び在宅の強度行動障がいのある人の生活実態等を把握するために、調査を実施しました。

【調査の概要】

強度行動障がいのある人が利用していると思われる県内の障がい者の入所施設及び通所サービス事業所等に調査票を送付。

●実施時期：平成25年9月～10月

●対象者：「強度行動障害特別処遇加算費について」（平成24年8月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく実施要綱に定める判別指針により採点した結果が10点以上の者

●調査対象施設等：352施設

（入所施設〔障害者入所施設、障害児入所施設〕、通所サービス事業所〔生活介護、就労継続支援B型、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所〕、病院〔独立行政法人国立病院機構菊池病院、独立行政法人国立病院機構熊本再春荘病院〕）

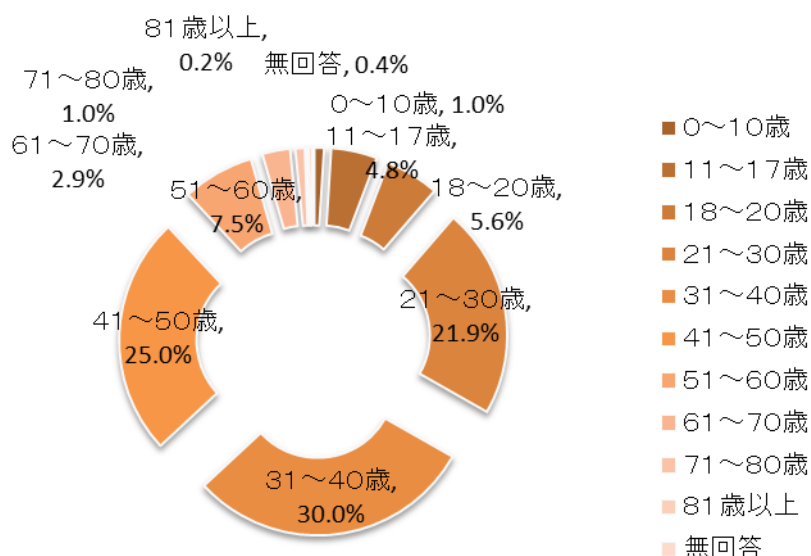
●調査回答数：58施設480人

（該当者のいる58施設等から480件の回答）

[該当者内訳]

◆利用施設別 入所施設 276人（57.5%）、通所サービス事業所 136人（28.3%）、病院 68人（14.2%）

◆年齢構成



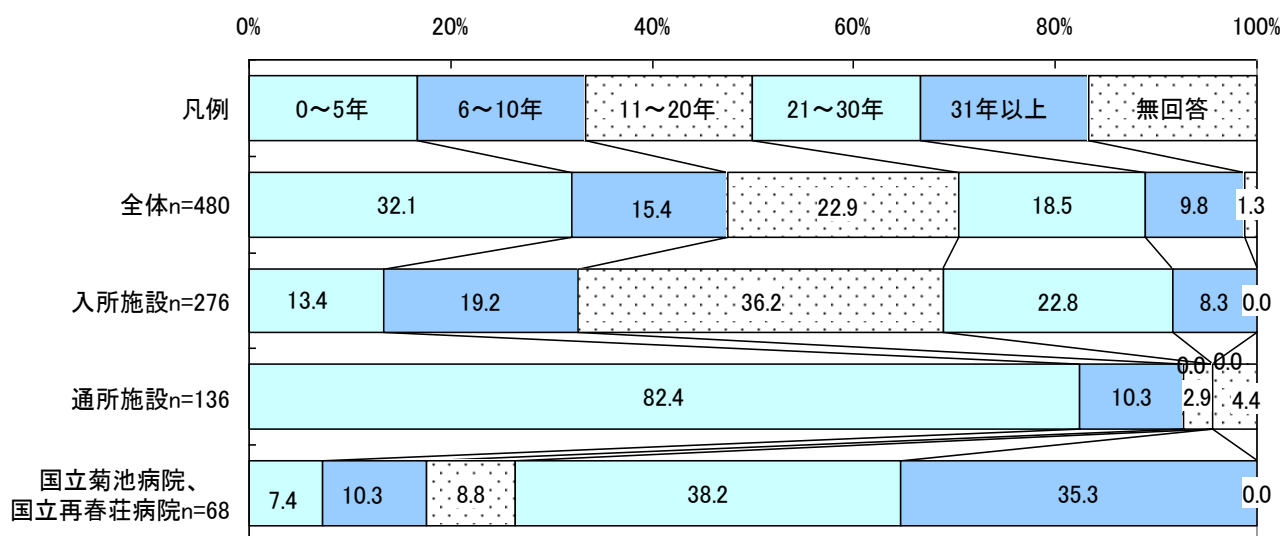
【調査結果】

以下、調査結果の概要を抜粋して掲載します。

(1) 強度行動障がいのある人の現状について

■ 強度行動障がいのある人の施設等の利用期間について尋ねました。

全体では「0～5年」の154人（32.1%）が最も多く、これに「11～20年」の110人（22.9%）が続いています。



(2) 施設職員等の対応状況等について

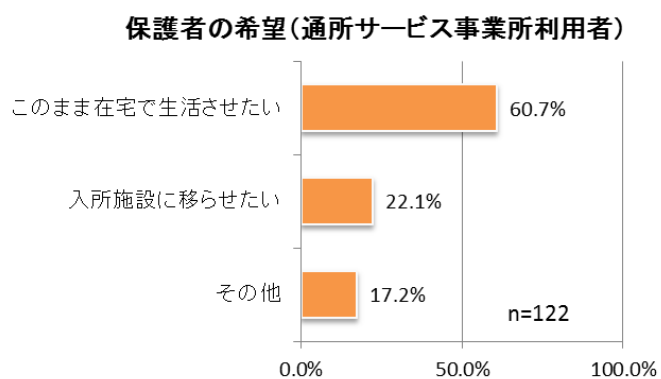
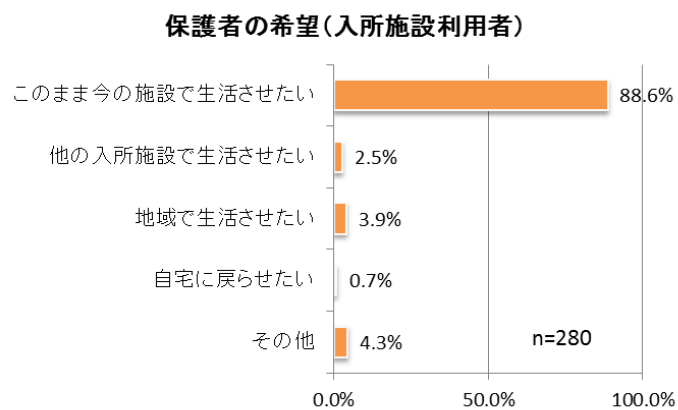
■ 強度行動障がいのある人のパニック等の発生や対応について尋ねました。（複数回答可）

ここ1年でパニック等の発生があった138人（全体の40.2%）に、パニック等があった場合に対応した支援員の人数について尋ねたところ、「支援員2人」の96人（69.6%）が最も多く、これに「支援員1人（マンツーマン）」の56人（40.6%）、「支援員3人」の44人（31.9%）が続いています。

(3) 今後の生活に関する意向について

■ 強度行動障がいのある人の生活の場について、保護者の希望を尋ねたところ、入所施設利用者では「このまま今の施設で生活させたい」の248人（88.6%）が最も多く、

通所サービス事業所利用者では「このまま在宅で生活させたい」の74人(60.7%)が最も多くなっています。



(4) 障がい者団体との意見交換結果

調査の実施とともに、障がい当事者団体や家族団体からも、障がい者施策について、直接、意見をお聴きしました。意見交換結果は、分野別施策の構成に沿ってまとめています。

●実施時期：平成26年7月～8月

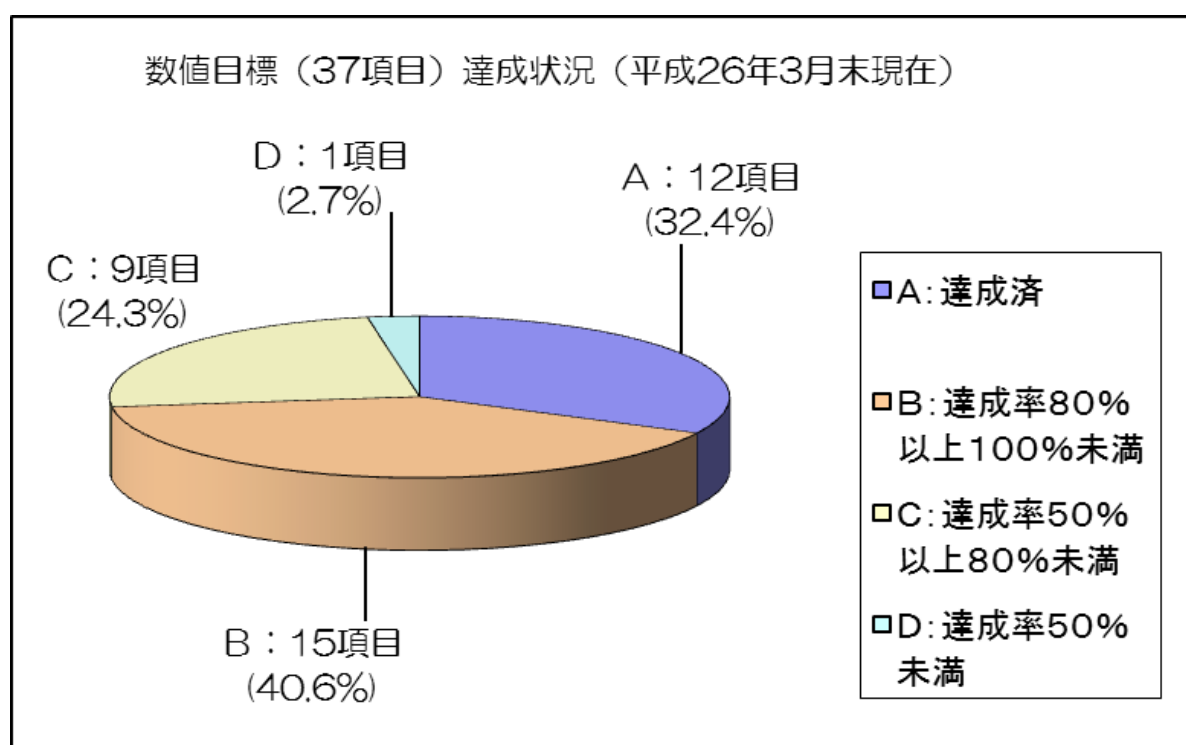
●対象団体：計33団体

	項目	主な内容
①	地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「親亡き後」が心配。常時見守りが必要なため、グループホームでの自立した生活が容易でなく、施設での生活が必要な人が数多くいる。 ・ホームヘルパー等の人材確保・資質向上に取り組んで欲しい。 ・相談支援について、家族会にしかできないこともあり、「家族支援」の観点を設けて欲しい。
②	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ・日中活動系サービスや児童発達支援等の療育サービスを充実して欲しい。 ・重症心身障がい児（者）医療費の助成制度の継続を望む。
③	教育、文化芸術活動・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・個別教育支援計画の内容について、学校と家庭で共有し、定期的に検証のうえ必要に応じて見直すシステムが必要。 ・特別支援教育に携わる教員の専門性の向上を図って欲しい。 ・2020年東京パラリンピックに向け、選手の発掘・育成ができないか。
④	雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の継続には、事業主の障がい特性への理解が必須。 ・臨時的雇用後に確実に就労へ結びつく取組みをして欲しい。 ・障害者優先調達推進法が施行されたが、いまだ工賃を出すために苦慮。県のみならず一般企業の支援・理解が必要。
⑤	情報アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者等のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保に取り組んで欲しい。 ・コミュニケーションボード、ヘルプカード等を活用した意思疎通支援の啓発をして欲しい。
⑥	安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に応じた、避難所での配慮・準備をお願いする。 ・ハートフルパス制度について、協力施設の理解が不足しているところがある。また、絶対数が足りない。
⑦	生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅や借上げ住宅のバリアフリー化を進めて欲しい。 ・ノンステップバスの数を増やして欲しい。
⑧	差別の解消及び権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の啓発活動の進捗がみえない。 ・同条例について、特に合理的配慮に対する県民の理解度が低い。 ・思考が柔軟な年齢の子どもたちに対する障がいへの理解促進のための啓発に力を入れて欲しい。

Ⅵ 第4期熊本県障がい者計画「くまもと・夢・障がい者プラン」の総括

(1) 数値目標の達成状況

第4期計画策定から3年を経過し、計画期間が残り1年となった平成25年度末現在における数値目標の達成状況は、次のとおりです。



(注) 平成25年度末の実績が出ていない1項目は、平成24年度末時点の実績の達成率を引用。

数値目標37項目のうち、「入所施設の定員数の削減数（平成18年度からの累計）」や「ハローワークにおける障がい者の就職件数」など12項目が既に目標を達成しています。

また、「1年未満入院者（精神障がい者）の平均退院率」や「グループホームの利用定員数」など15項目が達成率80%以上となっています。

このように、計画期間を1年残す中で、全体の73%にあたる27項目が達成率80%以上となっており、全体として、計画期間中の取組みは概ね順調に成果が現れていると言えます。

(2) 分野別施策ごとの施策の実施状況

第4期計画における分野別施策ごとの主な成果と課題・今後の方向性は、次のとおりです。

施策項目Ⅰ 保健・医療及び地域生活支援体制の充実

【施策の概要】

障がいのある人が、自らが希望する地域で安心して生活ができるよう、「保健・医療体制の充実」や「地域生活支援の充実」、「相談支援体制の充実」、「新たな障がい（発達障がい、高次脳機能障がい）に対する支援」、「福祉人材の養成・確保」を掲げた分野です。

【平成23年度～25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 本人や家族等からの電話相談を受け、必要な助言や緊急度に応じた受診先の紹介等を24時間365日対応で行う精神科救急情報センターを設置
- ◆ 入所施設の定員数の削減数（平成18年度からの累計）について、数値目標を達成（平成25年度末累計削減数：422人）
- ◆ 地域移行の受け皿となるグループホームの定員数が、4年間で約1.8倍に増加（平成25年度末利用定員数：2,319人）
- ◆ 特別支援学校に看護師を配置するとともに、新たに人工呼吸器装着児童生徒訪問看護利用補助事業を開始
- ◆ 新たに県南部に発達障がい者支援センターを設置（熊本市が設置した1か所を含め、県内3か所体制に拡充）

数値目標達成状況

数値目標19項目中、達成率80%以上（A、B）が12項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
1	A	重症心身障害児(者)通園事業	箇所数	5	6	6 (H23末)	100.0%
2	C	地域生活に移行した施設入所者数	累計人数	374	731	1,020	71.7%

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
3	B	1年未満入院者の平均退院率	割合	—	72.7% (H24末)	77%以上	94.4%
		5年以上かつ65歳以上の精神障がい者退院者数	累計人数	—	313	288人以上	108.7%
4	A	入所施設(施設入所支援)の入所定員の削減数(平成18年度からの累計)	人数	37	422	340	124.1%
5	B	グループホーム・ケアホーム	利用定員数	1,306	2,319	2,363	98.1%
6	C	ホームヘルプ	年間利用延べ時間	401,269	506,066	732,930	69.0%
7	C	ショートステイ	年間利用延べ日数	21,840	31,938	44,628	71.6%
8	C	生活介護	利用定員数	1,477	4,296	6,414	67.0%
9	D	自立訓練(機能訓練)	利用定員数	52	37	99	37.4%
10	C	自立訓練(生活訓練)	利用定員数	264	382	548	69.7%
11	A	就労移行支援	利用定員数	431	757	655	115.6%
12	A	就労継続支援(A型)	利用定員数	784	2,220	1,680	132.1%
13	C	就労継続支援(B型)	利用定員数	1,682	2,908	4,050	71.8%
14	B	児童デイサービス	年間利用延べ日数	42,956	61,910	64,656 (H23末)	95.8%
15	A	療養介護	利用定員数	72	753	676	111.4%
16	A	計画相談支援利用者数	年間利用者数	—	14,353	2,717	528.3%
17	A	福祉サービス第三者評価受審事業者件数(障がい福祉関係)	件数	23	55	43	127.9%
18	B	ペアレントメンター登録数	人数	—	24	25	96.0%
19	B	発達障がい支援者養成講座修了者	人数	—	81	100	81.0%

【課題・今後の方向性】

- 入所施設の定員削減やグループホームの整備など地域生活移行に向けた取組みは着実に進みましたが、障がいのある人が希望する地域で安心して暮らしていくためには、引き続き居住の場の確保とともに、障害福祉サービスの充実に取り組む必要があります。
- 特別支援学校に通う医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の派遣等により保護者の負担軽減を図る取組みは進んだものの、医療的ケアが必要な障がい児(者)を受け入れる医療型短期入所事業所が少ないことから、引き続き福祉施設や医療機関との連携により、レスパイト・ケアの充実に取り組む必要があります。
- 発達障がい児(者)に対する支援体制は充実が図られつつあるものの、発達障が

いを診断・診療する医師が不足していることから、発達障がい児（者）の医療体制の整備に取り組む必要があります。

施策項目Ⅱ 安心して暮らせる社会環境の整備

【施策の概要】

障がいのある人が生涯にわたって多様なライフスタイルに応じ、安心して生活し、社会的活動への参加ができるよう、「教育の充実」や「雇用・就労の促進」、「情報・コミュニケーションの支援」、「スポーツ・レクリエーション・文化活動の支援」、「安全対策の推進」を掲げた分野です。

【平成23年度～25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 障がいのある幼児児童生徒に対する個別の教育支援計画を作成している幼稚園・学校の割合について、数値目標を達成（平成25年度末作成率：89.1%）
- ◆ 障害者就業・生活支援センターを新たに1か所設置（県内6か所体制に拡充）
- ◆ 県内全市町村が災害時要援護者避難支援計画（個別計画）を策定

数値目標達成状況

数値目標9項目中、達成率80%以上（A、B）が8項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
20	A	個別の教育支援計画を作成している幼稚園・学校の割合	%	72.3	89.1	82.0	108.7%
21	B	法定雇用率達成企業の割合	%	58.0	51.5	63.0	81.7%
22	A	障害者就業・生活支援センターの登録者数	人数	1,241	2,409	1,600	150.6%
23	A	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,048	1,950	1,500	130.0%
24	C	障がい者委託訓練事業の受講者数	人数	82	70	100	70.0%
25	A	一般就労に移行した施設利用者数	年間人数	80	155	110	140.9%
26	B	視聴覚障がい者のための通訳(翻訳)者数	人数	1,696	2,006	2,010	99.8%
27	B	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人数	1,944	2,041	2,200	92.8%
28	A	災害時要援護者避難支援計画(個別計画)策定市町村数	市町村	13	45	45 (H25末)	100.0%

【課題・今後の方向性】

- 幼稚園・学校における個別の教育支援計画の作成率については数値目標を達成したものの、すべての幼児児童生徒に対する計画の策定には至っておらず、また、計画の引継ぎが十分とは言えない現状であることから、今後は、一人一人の特性に応じた支援の充実と一貫した支援が図られるよう、取組みを推進する必要があります。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を続けられるよう、一般就労の促進や職場への定着を図るための取組みを引き続き進めるとともに、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の充実に向けて、工賃アップ等の取組みをより一層推進する必要があります。
- 平成25年4月に障害者優先調達法が施行されたことから、国の機関や市町村と連携し、全県的に官公需発注を推進していく必要があります。
- 障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援する人材の養成など、コミュニケーション支援の充実に取り組みする必要があります。
- 災害対策基本法の改正に伴い、新たに避難行動要支援者名簿に登載される障がいのある人等の避難支援計画（個別計画）の策定を促進するなど、災害時における障がい特性に応じた支援体制の充実に取り組みする必要があります。

施策項目Ⅲ 住みやすい生活環境の整備

【施策の概要】

障がいのある人が安全かつ円滑に利用できるよう、「住宅・建築物の整備」や「道路・都市公園等の整備」、「旅客施設・公共車両等の整備」、「外出・移動支援」を掲げた分野です。

【平成23年度～25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 県営住宅におけるUD対応住宅の割合が増加（平成21年度末：15.1%→平成25年度末：22.5%）
- ◆ 県内の歩道整備や都市公園（園路・トイレ・駐車場）のバリアフリー化が進展
- ◆ 宿泊事業者、小売・飲食事業者及び交通事業者を対象に、障がい特性の理解促進や障がい特性に配慮した対応方法等の研修を行うハートフルサポーター育成事業を実施（平成23年度から平成25年度までの参加者数（累計）：352名）

数値目標達成状況

数値目標7項目中、達成率80%以上（B）が5項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
29	C	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	90.0	71.3	100	71.3%
30	B	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,527	1,946	2,000	97.3%
31	B	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	15.1	22.5	25.8	87.2%
32	B	県が管理する道路のうち、整備計画地区における歩道のバリアフリー整備延長割合	%	84	87.5	100	87.5%
33	C	乗合バスのうちノンステップバスの割合	%	10.9	15.7	30.0	52.3%
34	B	移動支援事業実施市町村数	市町村	34	36	45	80.0%
35	B	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	869	1,600	1,900 (H28末)	84.2%

【課題・今後の方向性】

- 障がいのある人が安心・安全な生活を送れるよう、住宅・建築物については、建築部門と福祉部門が連携し、普及啓発等を通して更にUD化を進めるとともに、道路・都市公園については、緊急性や優先度の峻別を行いながら、引き続きバリアフリー化を進める必要があります。
- 障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進めるため、ハード面の整備とともに、ハートフルサポーター育成事業等のソフト面の取組みを拡充する必要があります。

施策項目Ⅳ 「ともに生きる社会」に向けた意識づくり

【施策の概要】

障がいのある人もない人も「ともに生きる社会」づくりに向けて、「障がい者の権利擁護」や「ボランティア活動の支援」、「交流活動の促進」を掲げた分野です。

【平成23年度～平成25年度の施策実施状況（主な取組み・成果）】

- ◆ 平成23年7月に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、平成24年4月から全面施行（全国で4番目の制定）

- ◆ 平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に合わせ、熊本県障害者虐待防止連絡会議を設置して関係機関と連携を図るとともに、法の周知や的確な対応のため、障害福祉サービス事業所や市町村等の障がい福祉に関係する機関に対して研修を実施
- ◆ 地域の交流拠点となる「地域の縁がわ」の箇所数が、4年間で2倍以上増加（平成25年度末箇所数：443箇所）

数値目標達成状況

数値目標2項目中、達成率80%以上（B）が2項目

No	達成率	項目	単位	H21年度末 (策定時)	H25年度末 ①	H26年度末 (目標値) ②	達成率 ①/②
36	B	ボランティア活動に参加したことがある人の割合	%	37.3	37.2	42.0 (H28末)	88.6%
37	B	地域の縁がわ 箇所数	箇所	200	443	500 (H27末)	88.6%

【課題・今後の方向性】

- 障害者差別解消法の制定に先駆けて条例を制定するなど、共生社会の実現に向けた取組みが進んだものの、県民の条例への理解が十分に広がっていないことから、条例や平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を更に進める必要があります。
- 障がいのある人への虐待防止に向け、強度行動障がいのある利用者に対する支援方法等の研修など、施設関係者等に対する支援を充実させる必要があります。
- 障がいのある人の権利を擁護し、障がいのある人が適切な医療・介護・福祉サービス等を受けられるよう、市町村と連携し、成年後見制度の周知啓発・利用促進を図る必要があります。

Ⅶ パブリックコメントの結果

パブリックコメント実施後に整理予定です。

第5期熊本県障がい者計画

計画決定／平成27年3月

発行／熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局

障がい者支援課

〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

TEL 096-333-2236 FAX 096-383-1739

E-MAIL shogaishien@pref.kumamoto.lg.jp

発 行 者：熊本県

所 属：障がい者支援課

発行年度：平成27年度